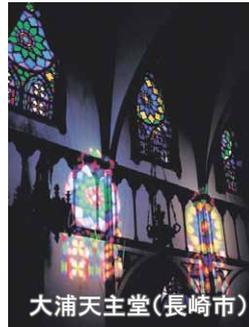
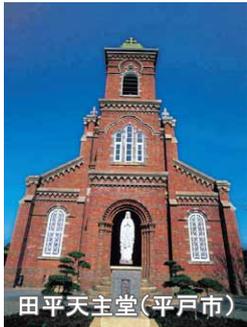


様

平成26年度 政府施策に関する提案・要望書



世界遺産を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」



平成25年6月

 長崎県

長崎県政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国の経済は、一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、持ち直しの動きが見られます。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

一方、本県においては「弱含んでいる」とされており、内需を中心に下げ止まりつつあるものの、依然として有効求人倍率は全国と比べると低く、厳しい雇用環境が続いております。

そのため本県では、地域経済を下支えする公共事業などの経済対策に力を注ぎ、国の経済対策と歩調を合わせ、平成24年度から25年度にかけて、切れ目のない経済対策を進めております。

また、本県の長年の課題である「一人当たり県民所得の低迷」の改善に向けて、県内製造業の振興に戦略的に取り組んでいるほか、環境・エネルギー分野での新たな産業の創出、農林水産業の収益性の向上、観光振興、企業誘致を強力に推進しているところです。

このような取組を着実に進めていくためには、国のご理解とご協力が必要不可欠であることから、「平成26年度政府施策に関する提案・要望書」を取りまとめ、制度や事業の創設、本県の主要プロジェクトへのご支援などをお願いするものです。

本要望書の実現は、本県の総合計画に掲げる「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県」を実現させるためには欠かせないものであることから、国におかれましては、平成26年度の政府施策の決定や予算編成にあたりましては格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

長崎県知事 中村法道

長崎県議会議長 渡辺敏勝

目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～33：重点項目 34～66：一般項目）	頁
1	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成27年登録の実現について	1
2	国営諫早湾干拓事業について	3
3	「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について	7
4	合併後の新市町への支援策の充実強化について	9
5	西九州自動車道の整備促進について	11
6	離島振興対策の充実について	13
7	原油価格高騰対策について	15
8	再生可能エネルギーの導入と地域活性化・産業振興の促進について	17
9	「国際交流拠点」及び「離島」の港湾整備の促進について	21
10	C I Q体制の強化について	23
11	「新アジア軸」の構築について	25
12	TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について	29
13	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について	31
14	幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について	33
15	電源三法交付金制度の見直しについて	35
16	石炭火力による安定的な電力供給確保について	37
17	有明海等再生のための総合的対策の実施について	39

目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組めます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
			★		★				
							★		
							★		
									★
			★	★			★		★
				★				★	
						★	★		★
						★			
			★						★
									★
			★	★				★	
				★				★	
			★					★	

目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～33：重点項目 34～66：一般項目）	頁
18	沖合漁業等に係る支援・措置対策について	41
19	資源管理・漁業経営安定対策について	45
20	水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について	47
21	本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について	51
22	九州横断自動車道の4車線化について	55
23	命と暮らしを守り災害に強い、安全・安心な社会づくりのための事業促進について	57
24	離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について	59
25	原子爆弾被爆者援護対策等の充実について	63
26	学校施設の耐震化に係る財源の拡充について	67
27	私学助成の充実強化について	69
28	子ども・子育て支援対策の充実について	71
29	第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について	73
30	雇用・人材育成対策の推進について	75
31	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	79
32	雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について	81
33	鷹島海底遺跡の保存と活用について	83

目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1. 未来を託す子どもたちを育む	2. 一人ひとりをきめ細かく支える	3. 人を育てる、人を活かす	4. 力強く豊かな農林水産業を育てる	5. 次代を担う産業と働く場を生み育てる	6. 地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	7. アジアと世界の活力を呼び込む	8. 「地域発の地域づくり」を進める	9. 安全・安心で快適な地域をつくる	10. 地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組めます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
			★						
			★						
	★		★						
								★	
									★
	★								
	★								
★									
★									
					★		★		
	★	★							
								★	
								★	
							★		

目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～33：重点項目 34～66：一般項目）	頁
34	原子力災害対策について	85
35	高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について	89
36	半島振興対策の充実について	91
37	地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について	93
38	島原・天草・長島架橋構想の推進について	97
39	長崎空港等の活用推進について	99
40	カネミ油症被害者の救済について	101
41	漂流・漂着ごみの対策について	103
42	家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について	105
43	水環境対策の推進について	107
44	高濃度の光化学オキシダント等の原因究明及び対策強化について	109
45	町村福祉事務所の設置促進について	113
46	介護保険制度における施策の充実強化について	115
47	重度障害者医療費助成制度の創設について	117
48	雇用対策について	119
49	大規模工業団地の整備について	123
50	べっ甲原料の確保方策について	125

目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
	★						★	★	★
									★
							★		★
									★
									★
	★								
	★								
	★								
	★	★							
				★					
				★					

目 次

■長崎県総合計画に おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～33：重点項目 34～66：一般項目）	頁
51	FRP漁船の廃船処理対策について	127
52	漁業の安全操業確保への環境整備について	129
53	東シナ海等における国際的資源管理の推進について	131
54	中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて	135
55	新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について	137
56	森林吸収源対策のための財源の確保と林業公社に対する支援制度の拡充について	139
57	強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について	143
58	有害鳥獣による農作物被害防止対策の強化について	149
59	まちづくり事業の推進について	151
60	義務教育に係る確実な財源保障について	153
61	特別支援教育の充実に必要な財源の措置について	155
62	公立高校の授業料無償制の堅持について	157
63	高等学校奨学金事業の安定的な運営について	159
64	離島の学校教育の充実について	161
65	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について	163
66	県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について	165

1 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成27年登録の実現について

【内閣官房、総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成27年登録の実現に向けて、平成25年度に国からユネスコへの推薦を決定すること

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産一覧表

No.	構成資産	文化財指定	所在市町	No.	構成資産	文化財指定	所在市町
1	大浦天主堂	国史跡	長崎市	7	田平天主堂	重文	平戸市
2	出津教会堂と関連遺跡	重文 景文		8	平戸島の聖地と集落	重文 景	
3	大野教会堂	重文		9	旧野首教会堂と関連遺跡	重文 景	小値賀町
4	日野江城跡	国史跡	南島原市	10	頭ヶ島天主堂	重文 景文	新上五島町
5	原城跡	国史跡		11	旧五輪教会堂	重文 景文	五島市
6	黒島天主堂	重文 景文	佐世保市	12	江上天主堂	重文	
				13	天草の崎津集落	重文 景	



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、キリスト教の伝来と繁栄、激しい弾圧と250年もの潜伏、そして奇跡の復活という世界に類を見ない日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを物語っており、日本国内のみならず世界的にも高い価値を有する資産です。

特にバチカンからは高く評価され、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組を積極的に応援するとのメッセージをいただいています。

また、国際専門家からも本資産は、キリスト教に関係する他の世界遺産との差異が明確であるとして、高い評価を受けています。

平成27年は、大浦天主堂（長崎市）における「信徒発見」（1865年3月）から150周年というキリスト教界における重要な節目の年となっており、この年に世界遺産登録が実現することが、最も資産の価値を高め、広く世界に認知していただくことにつながります。

また、構成資産のほとんどが離島・半島地域に点在しており、地域の人口流出や高齢化が進む中、世界遺産に早期に登録されることは、文化財の保全というだけではなく、離島・半島地域をはじめとした地域振興や地域再生においても大変重要な意義があると考えます。

長崎県、熊本県及び関係6市2町では、平成19年（2007年）に暫定一覧表に登録されて以降、世界遺産登録に向け、顕著な普遍的価値の証明や資産の万全の保護措置など様々な作業を文化庁の支援のもと進めてきました。

昨年7月、文化審議会世界文化遺産特別委員会において、ユネスコへの推薦案件としてご審議いただいた後、登録に向けた一層の気運醸成や情報発信に取り組むとともに、推薦書原案の完成度を高めるなど、国文化審議会からの指摘事項への課題解決や構成資産の万全な保護の完了に目途をつけ、本年1月に、あらためて推薦書原案を提出しました。それを踏まえ、本年4月には国文化審議会にユネスコへの「推薦可能」との報告がなされました。

【2】本県が望むことは以下のとおりです。

○「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成27年登録の実現に向けて、平成25年度に国からユネスコへの推薦を決定することとは

本県には、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」と「日本の近代化産業遺産群—九州・山口及び関連地域」の2つの世界遺産候補があり、両資産とも非常に大切な資産ですが、本県は以下の理由により「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を先行して登録することを目指しています。

- ①「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、常に「日本の近代化産業遺産群」に先行して所要の手続きを進めてきており、本年1月22日には、課題を解決し、既に国に推薦書原案を提出済み。それを踏まえ、本年4月に文化庁から国文化審議会へユネスコへの「推薦可能」との報告がなされた。
- ②「信徒発見」から150周年に当たるのが平成27年。この重要な節目の年に世界遺産登録を実現するためには今年度の推薦決定が不可欠。また、この記念の年に登録を実現することは、幅広い県民の強い願い。
- ③構成資産のほとんどが離島・半島地域に点在しており、人口流出や高齢化が進展する厳しい状況のなか、世界遺産登録をてこに、県民とともに地域活性化に全力で取り組むことは極めて重要。

つきましては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成27年登録の実現に向けて、平成25年度に国からユネスコへの推薦を是非決定していただくよう要望します。



大浦天主堂（長崎市／国史跡、国宝）



天草の崎津集落（熊本県天草市／重要文化的景観）

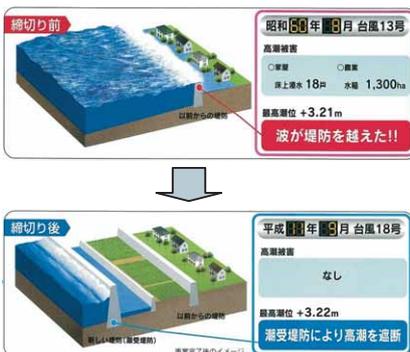
2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

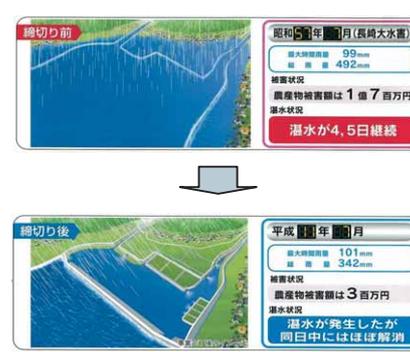
【提案・要望の具体的内容】

- 1 開門は、地域の生命、財産に関わるものであり、
 - ・ 環境影響評価の結果、開門しても有明海全体の環境改善には繋がらないことが明らかになったことに加え、有明海の環境変化の要因として、潮受堤防締切りの影響はほとんどないとする新たな科学的知見が公表されるなど、開門の意義が失われていること
 - ・ 開門すれば地元の防災、営農、漁業面に影響・被害が生じることが明らかになっているにもかかわらず、地元から指摘した対策の不備等について示された対策は到底万全なものとは言えないこと
 - ・ 開門により被害・影響を直接受ける地元住民、農業者、漁業者の方々が、地域の安全を確保し、生活の基盤を守るため、開門差止め訴訟及び仮処分申請を行っていること
 等を踏まえ、開門の方針を白紙の段階から見直すこと
 また、不十分な対策を内容とする開門準備を一方的に、地元の理解なくして進めようとする姿勢を直ちに見直すこと
- 2 有明海の貝類等の漁業不振の原因は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業や、ノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらず、これらの原因究明が未だなされていない。中でも、ノリの酸処理等の因果関係の調査などを早急に行うとともに、真の有明海再生に向けた水産振興策を実施すること
- 3 諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性を認め、開門請求を棄却した平成23年6月の長崎地裁判決を踏まえ、控訴審において開門請求棄却判決を維持するための主張立証に全力を尽くすこと
- 4 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に参画し、本計画に基づく水質保全目標達成に向けた対策や水辺空間づくりについて、下記のとおり積極的な推進及び支援を行うこと
 - (1) 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
 - (2) 流入河川及び調整池の水質が原因となる問題に対する迅速な対応・措置
 - (3) 生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援
 - (4) 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用

○潮受堤防の締切り前後の高潮被害の比較



○潮受堤防の締切り前後の洪水被害の比較



○常時の排水改善効果



【1 開門方針の見直しと地元の理解のない開門への反対について】

○生命・財産に関わるとは

諫早湾干拓事業が完成し、防災機能が強化され、地域住民の皆様はようやく災害の不安から解放され、枕を高くして眠ることができるようになりました。造成された干拓農地では入植された農業者の方々が環境に優しい農業に全力で取り組まれており、収穫されたばれいしょ、レタス等は市場から高い評価を受けております。更に、背後地農地でも用水不足や排水不良が解消され畑作が拡大するとともに、諫早湾の漁業においても、工事が終了しやっと漁場環境が安定しつつあり、カキやアサリ養殖など漁業者は努力をされており、平成24年には小長井町牡蠣が日本オイスター協会による日本一の殻付き牡蠣に選ばれるなど水産振興の成果が現れてきております。

仮に、開門が行われれば、これらの地域防災、農業、漁業面等において重大な影響・被害が生じることとなります。

○環境影響評価の結果とは

これまで、地元は、平成23年7月の諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門に係る環境影響評価準備書（素案）への意見提出の段階から、繰り返し約100項目にわたって、開門の問題点や対策の不備等について具体的に指摘してきたところですが、地元の意見はほとんど反映されることなく、平成24年12月に同環境影響評価の手続きを終了させました。

国は、有明海の再生を目指す観点から開門を受け入れたとしていましたが、同評価書では、開門しても有明海の環境改善につながらないばかりか、開門すれば地元の防災、営農、漁業面に深刻な影響・被害が生じることが科学的、客観的に明らかにされており、さらには、諫早湾干拓事業が諫早湾以外の有明海全体の環境変化との因果関係はほとんどないとする新たな科学的知見が発表されるなど、開門してもマイナス面がほとんどであり、総合的に判断すれば開門すべきではないと言わざるを得ない状況です。

また、開門に当っては、万全の事前対策を講じることにより、地元の理解と協力が得られるよう取り組む、としていましたが、地元からの再三にわたり対策の不備等について、具体的に指摘したにもかかわらず、未だに万全の事前対策は示されておらず、このまま開門すれば、地元へ重大な影響・被害が生じることとは明らかであり、開門に地元の理解は全く得られていません。

○開門差止め訴訟および仮処分申請とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行っており、去る5月13日に結審し、本年11月12日に決定が行われる予定となっています。

開門により直接被害を受ける本県地元の声を真摯に受け止め、開門の方針を見直していただくよう求めます。

○開門に向けた準備とは

平成22年12月6日に諫早湾干拓潮受堤防排水門の常時開放を命ずる福岡高等裁判所の判決が出され、国は、開門により直接被害を被る地域住民、農業者、漁業者らの強い上告要請を聞き入れることなく、開門判決を自ら受け入れたにもかかわらず、開門義務を負ったとして、一方的に開門を推し進めようとしています。

地元の不安や懸念への十分な回答がないまま、また、地元が安心して納得できる対策は依然として示されていない中、地元は、開門に関する一切の協力を拒否するとした強い意志を示しており、地元の理解が得られていない中では、対策が進まないことは明らかであります。

こうした現状において、直接被害・影響を受ける本県の地域住民、農業者、漁業者の同意なくして、開門の準備を進めることが決してないよう求めます。

【2 有明海の漁業不振の原因究明及び真の有明海再生に向けた水産振興策の実施について】

○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、真の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの菅元総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

【3 開門請求棄却判決を維持するための主張立証について】

○平成23年6月の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、控訴審においてもしっかりと主張立証を尽くすべきであります。

【4 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく推進及び支援について】

○調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証とは

農水省（九州農政局）にあつては、国、県、市等が推進する「第2期行動計画」に参画し、諫早湾干拓事業の実施者として、関係機関と連携し、水質保全対策に主体的に取り組むとともに、水質保全目標値の達成に向け、水質浄化効果の高い直接浄化対策を構築し、実施していただくよう強く求めます。

○流入河川及び調整池の水質が原因となる問題に対する迅速な対応・措置とは

河川流域にかかる自然植物の適正な管理に併せ、調整池では春から秋にかけてアオコやユスリカが発生し、周辺住民へ不安を与えている現実を踏まえ、発生した事象に迅速に対応するとともに、原因となる水質汚濁除去対策等を講じていただくよう強く求めます。

○生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援とは

公共下水道、集落排水及び浄化槽設置の整備に係る交付金対象範囲の拡大や補助率の嵩上げとともに、個人負担の問題から対策が進まない状況にある接続率を向上させるための財政的支援を強く求めます。

○面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用とは

流域負荷の大部分を占める面源からの負荷を削減するため、諫早湾干拓調整池のような閉鎖性水域においては、農業排水を集約して処理するような制度を整備し、有効な技術を構築されるよう強く望みます。

日本一を受賞した小長井町のかき「華漣（かれん）」



小長井町北部排水門沖での潮干狩り



ピッカーによる新干拓地での玉ねぎの収穫作業



3 「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について

【内閣府、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

1 地方交付税の充実強化

- (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
- (2) 社会保障費の増嵩に対し、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
- (3) 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性を高めるために、地方交付税の法定率の引き上げを実施するとともに、臨時財政対策債の発行等によらず、地方全体として必要な地方交付税の額を確保し、財源保障機能及び財源調整機能の強化を図ること

2 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映

- (1) 地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を高めるため、「国と地方の協議の場」などにおいて、地方の意見を十分に聴取した上で、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと
- (2) 平成25年度のように地方の十分な理解のないまま、国家公務員の給与削減に準じて、地方公務員給与の削減を前提に地方交付税を削減することは、地方の固有財源という地方交付税の性格を否定し国と地方の信頼関係を揺るがすものであることから、今回のような措置は二度と行わないこと

3 社会保障と税の一体改革

- (1) 増税の実施前に、将来展望も含めた社会保障制度の全体像を明らかにするとともに、国と地方の役割分担について、財源及び体制を含めて十分に議論すること
- (2) 社会保障改革に伴う財源確保については、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないなど地域の特殊性・実情に十分配慮すること
- (3) 地方法人特別税等の抜本的な見直し並びに地方法人課税のあり方の見直しに当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在の是正措置を講じるとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること
- (4) 自動車取得税及び自動車重量税は地方の貴重な財源であることから、見直しに当たっては、必ず代替財源を確保すること

【1 地方交付税の充実強化について】

① 多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

- ・ 県土は、陸域面積は4,105km²ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がり方を有します。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。
- ・ 県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出（平成23年度決算）	長崎県	全国平均	全国との比較
○ 福祉・子育て支援の経費	6万7万円	5万9千円	1.1倍
○ 教育の経費	10万9千円	8万7千円	1.3倍
○ 警察の経費	2万8千円	2万5千円	1.1倍

② 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性とは

- ・ 平成25年度の地方財政計画における地方一般財源総額は前年度と概ね同水準が確保されましたが、増嵩する社会保障費に他の経費の圧縮により対応している状況が続いております。
- ・ 継続する地方財源不足には臨時財政対策債の発行により対応されていますが、その償還を後年度に行っていく必要があることから、将来の地方財政の健全性を阻害しています。

地方財源不足の状況	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
○ 地方財源不足額（億円）	44,200	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846	132,808
うち臨時財政対策債（億円）	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132

【2 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

○国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

- ・ 本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。
- ・ また、平成25年度の地方財政計画では国家公務員と同様の給与削減を前提として、地方公務員給与の削減が盛り込まれており、その見合いとして防災・減災事業、地域の元気づくり事業に計上されました。地方の一般財源総額は前年度水準が確保された形にはなっていますが、防災・減災事業については、地方債（交付税による後年度措置）であり、当該年度において一般財源での財政措置とはなっていません。

【3 社会保障と税の一体改革について】

○将来展望も含めた社会保障制度の全体像を明らかにするとは

- ・ 今後の社会保障制度のあり方について、「社会保障制度改革国民会議」において審議が行われていますが、具体的な制度の姿は見えておりません。増税を実施するにあたっては、国民の皆様の理解をいただくためにも、将来展望を早急に示す必要があると考えております。

○社会保障改革に伴う財源確保については、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないなど地域の特殊性・実情に十分配慮することとは

- ・ 消費税を上げた際の国と地方の配分割合は、国と地方の協議の場等での議論を経て決定されましたが、詳細な制度設計は今後議論されることとされており、持続可能な社会保障の実現のためには地域の実情に応じたサービス及びそのための財源確保が必要になってきます。

○自動車取得税については、平成24年度税制改正大綱及び消費税法改正法案において、「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」とされています。自動車取得税は、偏在性が少なく、県・市町（税額の約7割を自動車取得税交付金として市町へ交付）両方にとって貴重な税源であることから、堅持すべきものであり、具体的な代替財源なしに見直すことはあってはならないと考えております。

4 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

1 合併算定替終了後の新たな財政支援措置を実現すること

合併市町においては、普通交付税の算定の特例となる「合併算定替」により、なんとか安定的な財政運営が維持できているものの、特例額は交付税の約3～2割に上っている。平成26年度から始まる特例措置の終了は、その財政運営に深刻な影響を与えることとなり、合併市町は、行政サービスの維持が不可能になっていくことに、大きな危機感を募らせている。

血のにじむような行革努力により国家財政にも大きく寄与した合併市町村に対し、喫緊の最重要課題である合併市町村特有の周辺旧市町村地域の限界集落回避・地域維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を措置する交付税算定（新たな補正）の仕組みを創設すること

2 合併特例債について、対象事業の拡大や充当範囲の拡充を図ること

平成24年度普通交付税 市町別合併算定替増減比較表

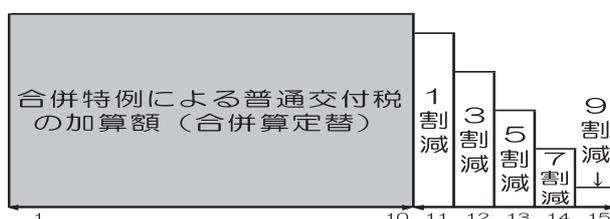
(単位：百万円)

合併年度	市町名	平成24年度 交付決定額 合併算定替 A	平成24年度 交付決定額 通常算定 B	増減額 A - B C	増減率 C/A * 100 (%)
16/17	長崎市	47,431	43,616	3,816	8.0
17/21	佐世保市	31,161	27,350	3,811	12.2
17	島原市	6,866	6,166	700	10.2
16	諫早市	18,417	14,842	3,575	19.4
17	平戸市	10,191	8,570	1,621	15.9
17	松浦市	5,879	4,891	988	16.8
15	対馬市	16,770	12,712	4,058	24.2
15	壱岐市	10,724	8,493	2,231	20.8
16	五島市	14,005	10,970	3,035	21.7
17	西海市	8,282	5,961	2,322	28.0
17	雲仙市	13,686	9,876	3,809	27.8
17	南島原市	15,044	10,621	4,424	29.4
16	新上五島町	8,981	6,519	2,462	27.4
	合計	207,438	170,587	36,851	17.8

合併団体平均→

2,835

普通交付税の合併算定の特例



【1 合併算定替終了後の新たな財政支援措置の実現について】

○新たな補正の仕組みとは

合併市町では、これまで職員数の削減や給与カットなど、独自の行財政改革を実施し、大きな効果を発現することで、国家財政にも大きく貢献をしてきたところでもあります。

一方で合併により旧市町村（周辺部）地域においては、人口減少が進み、限界集落が増加するなど、地域の疲弊が極めて深刻な状況に直面しており、合併団体特有の地域維持・活性化や限界集落回避のための様々な対策が必要不可欠な状況にあり、これにより多額の財政需要が生じております。

合併算定替終了後も、合併市町が一体となって住民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進でき、合併してよかったと思えるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を措置する交付税算定の仕組みを創設するよう求めるものです。

※合併団体の行革達成額

＜人件費削減額84億円、議員等特別職削減額55億円、支所等統合の物件費削減額4億円＞

※合併市町の人口減少率（H15とH23比較）

＜合併団体平均：中心地域△4.7%、周辺地域△10.9% 非合併団体平均：+2.0%＞

※限界集落率（H22.11総務省調査）

＜合併団体の限界集落数 H18時点 109、H22時点 141（+29.4%）＞

【地域維持対策と支所機能の維持】

旧市町村（周辺地域）の限界集落回避・地域維持・地域活性化のための対策として、支所機能維持、コミュニティ・自治会維持対策など様々な対策が必要不可欠であります。

支所・出張所は、窓口機能、消防・防災、地域振興・コミュニティなど住民生活に不可欠であり、集落が分散する中で支所・出張所の抜本的な統廃合は、地域の衰退を招く恐れがあります。

交付税算定上、標準的な団体（人口10万人）には2箇所の支所が算定されているが、本県の合併市町（人口9.3万人）には、合併市町平均で実質的に9.1箇所の支所・出張所が設置されており、標準的な団体と比べ約4.6倍の格差を生じています。

【公共施設の統廃合は限界】

社会体育施設、消防関係施設、幼稚園、公民館等の様々な施設において、標準的な団体との格差が大きくなっている（例：社会体育施設7.0倍、消防団分団数3.7倍、幼稚園3.0倍）が、集落が分散する中で住民サービスを維持していく観点から、公共施設の統廃合には一定の限界が生じています。

【2 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充について】

○対象事業の拡大とは

公営企業における合併特例債の活用については、上水道事業、下水道事業、病院事業に限られているため、料金収入が限られる不採算事業に対する補助等について、広く対象となるよう、対象事業の拡大を求めます。

○充当範囲の拡充とは

公営企業に係る合併特例債の活用については、上・下水道及び病院事業に限り、合併に伴う増嵩経費のうち、特に必要と認める経費に対する一般会計からの出資及び補助が対象とされており、増嵩経費については対象経費の最大50%が上限とされているため、増嵩経費のかさ上げや過疎債との併用について、充当範囲の拡充を求めます。

5 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

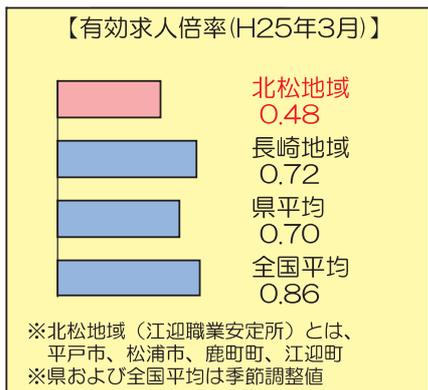
【提案・要望の具体的内容】

西九州自動車道に関して、以下により事業促進を図ること

- (1) 松浦市～佐々町間の平成26年度新規事業化
- (2) 伊万里松浦道路の整備予算の確保と、早期完成
- (3) 佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化



北松地域の有効求人倍率



松浦市～佐々町間は唯一の未着工区間(ミッシングリンク)

起点:福岡市 終点:武雄市	全延長 (km)	供用 延長 (km)	事業中 延長 (km)	未着手 延長 (km)	供用率 (%)
福岡	47.4	38.6	8.8	0	81.4
佐賀	49.1	22.3	26.8	0	45.4
長崎	60.1	34.0	7.1	19.0	56.6
合計	156.6	94.9	42.7	19.0	60.6

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

有効求人倍率が0.48と県内平均に比べて低位で推移するなど、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力の強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要があります。

西九州自動車道が整備されると、農水産物等の輸送コストの削減、消費者ニーズに合わせた商品の素早い供給による競争力の強化などにより、地場産業の発展が望めます。また、平成23年9月に開通した佐々IC付近の工業団地と平成26年度供用予定の今福IC付近の工業団地が平成25年度に分譲開始予定であるなど、雇用を拡大する企業立地の推進が図られます。さらに、福岡方面からのアクセス時間短縮や、近隣地域と連携した新たな観光ルートの開拓・展開による、観光客の増加などにも大きな期待が寄せられています。

加えて、東日本大震災の原発事故を踏まえ、各自治体において防災計画の見直しがなされつつあり、原発事故の際の緊急避難路としての役割など、今後県北地域における西九州自動車道の重要性はますます高まるものと思われまます。

佐々IC～相浦中里IC間（延長4.0km）の開通により、所要時間の短縮や佐世保市内の大幅な渋滞緩和が図られているところですが、現在の供用率は5割程度と依然として低い状況であり、地域活力の向上を図るため、さらなる整備予算の確保と、その促進が必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・伊万里松浦道路の整備予算の確保と、その早期完成

伊万里松浦道路の終点に当たる松浦市は、日本有数のあじ・さばの水揚げ量を誇る松浦魚市場を抱える漁業基地であり、漁業が地域の主産業となっています。このため、水産物の商品価値の向上、販路拡大、輸送コストの削減などに直結する当該道路には地域活性化の起爆剤として、地域から大きな期待がかけられています。

従って、近年の公共事業削減の流れの中、早期完成に向けた予算確保が課題です。

・松浦市～佐々町間の早期事業化

松浦市～佐々町間は残された唯一の未着手区間です。

当該区間だけが高速道路ネットワークから取り残されると、観光業をはじめとした地域産業の競争力や救急医療体制など様々な面で地域間格差が生まれることとなります。

また、高速道路ネットワークは、全線つながってこそ、その効果が最大限発揮されるものであり、当該区間以外の地域も全線開通により大きな効果が見込まれます。

従って、県北地域全体の地域振興を図るには、早期に全線整備されることが必要であるため、未着手区間（松浦市～佐々町間）の事業化が喫緊の課題となっています。

なお、環境影響評価及び都市計画手続きについては、平成25年7月末までに目処がつくよう手続きを進めているところです。

・佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化

佐世保中央IC～武雄JCT間は暫定2車線で供用されていますが、交通量が多く、特に佐世保中央IC～佐世保大塔IC間では、1日あたり2万9千台/日と完成形である4車線での計画交通量（1日あたり2万4千台）を大幅に上回っています。このため、現在でも非常に混雑しているうえ将来延伸とも相まってさらなる混雑が予想されるため、4車線化を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・松浦市～佐々町間の平成26年度新規事業化を望みます。
- ・伊万里松浦道路の整備予算の確保と、早期完成及び供用時期の早期公表がなされることを望みます。
- ・佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化の早期着手を望みます。
- ・西九州自動車道全体の早期完成のため、上記3項目について予算規模が拡大されることを望みます。（全体予算：H21 122億円、H22 67億円、H23 39億円、H24 33億円、H25 40億円）

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

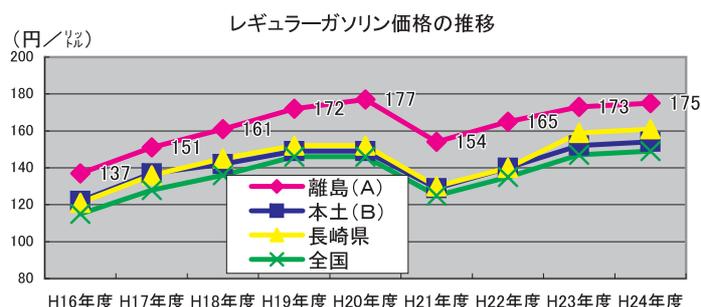
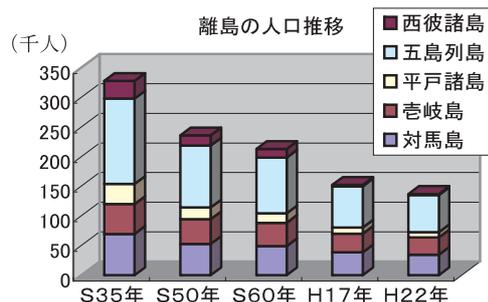
- ・福岡をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを強く支援します。

6 離島振興対策の充実について

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 平成26年度予算においては、抜本改正された離島振興法に基づく離島振興計画を推進するため、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の促進と定住促進等のための更なる振興施策として、以下の施策を講じること
 - (1) 離島地域がこれまで強く求めてきた人の往来及び物資の輸送に要する費用の低廉化、エネルギー対策の推進など、離島振興法に新たに盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実
 - (2) 離島における地域活性化と定住促進を図るため、画期的な仕組みとして創設された「離島活性化交付金」について、離島地域からの要請に沿えるような大幅な増額及び対象事業の拡大
 - (3) 重油や軽油、ガソリン等燃油価格の上昇が、離島の基幹産業である農業や漁業の生産コストや人流・物流の輸送コストを押し上げ、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしていることを踏まえた、減免措置や支援制度の創設等
 - (4) 人の往来及び物資の輸送に要する費用の低廉化のための離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進。なお、制度の構築に当たっては、現行の欠損補助等を維持したうえで、県・市町の財政負担の増加を抑制すること
 - (5) 離島の生活環境、道路の整備等のための公共事業予算の十分な財源確保
 - (6) 地理的条件等に起因する離島の財政需要に応じた「隔遠地補正」や「属島補正」など交付税措置の継続・拡充
- 2 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、「離島特別区域制度」を早期に創設すること
- 3 国境離島が果たす国家的役割等の重要性に鑑み、国境離島の振興に関する新法の早期制定を推進すること。なお、新法には以下の内容を盛り込むこと。
 - (1) 国境離島における公共事業に係る国庫補助等の国負担割合のさらなる嵩上げ及び採択基準の緩和、所要額の確保
 - (2) 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための「国境離島債（仮称）」等新たな財源措置
 - (3) 定住促進のための消費税の減免等思い切った税の特例措置
 - (4) 住民が居住していることや漁業者の漁業活動による密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援するための財政支援制度の創設と国境周辺無人島の国有化及び経済活動拠点としての整備



【1 離島振興対策について】

- 離島振興法に新たに盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実とは
左記載のほか、介護サービスの確保や保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、住民等の就業の促進、生活環境の整備等に関する施策の具現化やさらなる充実を望みます。
- 「離島活性化交付金」の対象事業の拡大とは
離島の定住促進、地域の活性化に資するための「離島活性化交付金」については、離島地域自らの創意工夫を促すため、地方の裁量により幅広く使えるよう対象事業の拡大を望みます。
- 燃油価格の減免措置や支援制度の創設等とは
漁船や農林業関係機械・施設、公共交通機関や自家用車等の移動手段といった産業活動などに大きな影響を与える重油等燃油価格は、輸送コストが高いことや小規模な人口に起因して需要が少ないことなどの事情により、本土に比して割高になっています。加えて原油価格高騰に伴う燃油価格の上昇が、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしています。
農林漁業用のA重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化、揮発油税の減免等を望みます。
- 離島航路航空路に係る新法の制定の推進とは
離島航路航空路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であることから、その維持・改善を図るべく、費用の低廉化のための新法「離島航路航空路整備法（仮称）」の制定を望みます。なお、その制定に当たっては、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度（欠損補助）を維持したうえで、県・市町の財政負担が極力抑制されたものとなるよう、制度の設計及び必要な予算の確保を望みます。
- 公共事業予算の十分な確保とは
離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に係る財源について、離島振興法に基づき十分な予算の確保を望みます。
- 「隔遠地補正」や「属島補正」の交付税措置の継続・拡充とは
離島に対する財政措置を包括的に講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替の終了とともに一本算定に移行するが、地理的要因に起因する漂流・漂着ごみの処理や立ち遅れた社会資本整備の整備などの経費から一本算定後の隔遠地補正の措置をもっても、なお多額の不足額を生じることから、各離島の財政需要に応じた措置の継続を望みます。
※合併算定替終了による隔遠地補正の影響額 △約24億円
＜対馬市△11.4億円、新上五島町△4.9億円、壱岐市△3.9億円、五島市△2.5億円外＞
また、旧一島一町村（属島化地域）においては、住民の生活を守るため合併後も最低限の生活関連施設や一定の役場機能を維持する必要があるが、合併算定替の終了に伴い、従来の属島と同等の属島補正に移行するため、大幅な財源不足を生じます。従来の属島地域とは、本質的に財政需要が異なることから、現行の属島補正とは異なる財政措置の創設を望みます。
※旧1島1町村（属島化地域）の財源不足額 △約19億円
＜旧高島町△1.3億円、旧宇久町△7.0億円、旧大島村△3.4億円、旧奈留町△7.5億円＞

【2 離島特別区域制度について】

- 離島特別区域制度の早期創設とは
離島という不利条件の中で地域産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であり、早期の制度創設を望みます。

【3 国境離島振興について】

- 国境離島の振興に関する新法の早期制定とは
わが国領土の外縁に位置し、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域で、また、領域・排他的経済水域の保全等、今後も国家的に重要な役割を担っていく国境離島は、他の離島よりさらに特別な振興・保全策の推進が必要であり、早期の法制化を望みます。
- 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための財源措置とは
市町村事業だけでなく、県事業を含めたハード・ソフト両面の事業を対象にした「国境離島債（仮称）」の創設とその償還に対する高率の交付税措置のほか、離島振興全般のソフト事業に幅広く活用できる基金を都道府県に設置し、その造成については国が無利子貸付を行う「国境離島振興基金（仮称）」の創設、生活環境、道路の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量により幅広く使える「離島自主戦略交付金（仮称）」の創設を望みます。
- 思い切った税の特例措置とは
定住促進のための消費税の減免のほか、国境離島における法人関係税の減免制度や新たに取得した建物・機械等の価格の一定割合を法人税から控除する制度など、産業の誘致を強力に後押しする制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収補てん措置を望みます。
- 国境域管理に資する活動を支援するための新たな財政支援制度とは
国境離島は、そこに住民が居住していること等を通じて、密漁・密入国の監視等、重要な国家的役割を担っていることから、国境域管理に資する活動に対する新たな財政支援制度の創設を望みます。

7 原油価格高騰対策について

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

原油価格高騰に伴う石油製品の価格上昇が、県民生活や産業に多大な影響を及ぼしているため、各種施策を講じること

- 1 農林漁業用のA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化を図ること
- 2 漁業経営セーフティネット構築事業の見直しを図ること（再掲）
- 3 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化を図ること
- 4 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実を図ること
- 5 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度を創設すること
- 6 離島地域における揮発油税の減免を行うこと（再掲）

原油価格の推移（TOCOM）



【1 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化について】

○石油石炭税の免税・還付措置の恒久化とは

農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付及び軽油引取税の免税については、現在、特例措置により行われていますが、原油の価格高騰が続く中、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため恒久化を望みます。

【2 漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しについて】

○漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しとは

漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施されていますが、燃油等の高止まりのため長期にわたり漁家の経営を圧迫している状況であるため引き続き効果ある制度への改善が必要です。

平成24年度から補填の発動基準の見直しが行われていますが、燃油高騰が深刻になった時期の平均値であるため補てん額が小額となっており、漁業者が考える高騰以前の価格とは未だ大きな差があります。そのため次の見直しを望みます。

- (1) 漁業経営セーフティーネット構築事業の平均価格の計算根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げる
- (2) 積立金における国の負担率を引き上げて、漁業者：国＝1：3とすること

【3 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化について】

○省エネルギーの取組に対する支援とは

(1) 園芸用燃油の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する施設園芸セーフティーネット構築事業、ヒートポンプ導入等を推進する省エネルギー化推進事業が実施されることとなっておりますが、期間が平成25年度末までとなっているため、燃油の高止まりが長期にわたり農業者の経営を圧迫していることを鑑み、引き続き対策の継続を望みます。

(2) 漁船等の省エネルギー化を進めるための新たな事業を創設し、燃油価格高騰の中でも操業できる、強い経営体の育成につながる支援を望みます。

(3) 石油製品を多く使用する中小企業等では、その価格高騰により経営が一段と厳しさを増しております。このような中小企業等が燃料費の節減を図るために行う省エネルギー設備・機器等の導入に対する支援について、補助率の引上げ等の制度の拡充を望みます。

【4 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実について】

○地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実とは

存続が危機に瀕している陸上交通、離島航路及び離島航空路については、生活交通ネットワーク計画に基づき、運行（航）欠損額を事前算定方式により支援されているところですが、燃油価格の高騰等により、計画以上に欠損額が増加することが有り得ることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう、実績を踏まえた支援の実施と必要な予算の確保を望みます。

【5 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設について】

○輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設とは

運行（航）欠損額に対する支援制度のない第3セクター鉄道等や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないように、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設または運行（航）欠損額に対する支援制度の適用を望みます。

【6 離島地域における揮発油税の減免について】

○離島地域における揮発油税の減免とは

離島のガソリン価格は、平成23年度に創設された「離島ガソリン流通コスト支援事業」によりやや下落していますが、依然として本土と比較して割高になっており、特に原油価格高騰時の負担は大きくなっています。これらの価格差解消のため、離島地域における揮発油税の減免措置を講じるよう望みます。

8 再生可能エネルギーの導入と地域活性化・産業振興の促進について

【内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 エネルギー基本計画の策定と地域振興策の充実
国のエネルギー政策の基本となるエネルギー基本計画を早期に定めるとともに、その実現にあたっては、海洋や離島等の地域の特性を活かした地域振興や産業振興につながる取り組みを積極的に推進すること
- 2 国の支援策の充実について
 - (1) 海洋再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かす施策の推進について
 - ①海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備について、十分な予算を確保すること
 - ②商用化につなげるための送電インフラの強化・拡充について、国の公共インフラとして整備すること
 - ③海洋再生可能エネルギー活用にかかる技術開発、実証事業についての助成措置を拡充等すること
 - ④管理者の定まっていない海域の発電事業等における、海域利用のルールについて、早期に結論を示すこと
 - ⑤海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速化させ、事業者が商用化へ向け実施できるよう固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること
 - (2) 再生可能エネルギーの導入促進を離島・半島等の地域活性化につなげる施策の強力な推進について
 - ①独立電源の大型離島をモデルとした再生可能エネルギーの導入による地域活性化事業を国プロジェクトとして推進すること
 - ②離島における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、系統安定化のための蓄電池の整備やエネルギーの効率的な利用を促進するマイクログリッドの整備にかかる支援制度を拡充すること
 - ③再生可能エネルギーに係る発電設備に関する固定資産税減免制度を延長するなど、税制優遇措置の充実を図ること
 - ④離島における再生可能エネルギーによる発電事業を促進し地域活性化につなげるため、離島振興法第20条に規定される地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を拡充し「電気・ガス供給業（再生可能エネルギーに係る事業に限る。）」を対象とすること
 - ⑤未利用温泉水の利活用を促進するため、バイナリー発電設備の導入について助成制度を拡充すること
 - ⑥地域や家庭で発電した再生可能エネルギーを、集落単位で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和や新制度創設を推進すること

ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト

長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下、次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために、今後、特に注力すべき事項について「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」として整理しました。6つのプロジェクトから構成し、本県の特長や県内技術を生かした環境・エネルギー分野での先進的なモデル創出や実証フィールドの誘致・形成などに取り組みます。



【1 エネルギー基本計画の策定と地域振興策の充実について】

- エネルギー基本計画については、①エネルギーの安全保障の総合的確保 ②地球温暖化問題の解決 ③エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役の3つの視点から平成22年6月に第2次改定が行われたところであります。しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、わが国の電力の安定供給に混乱が生じています。
- ついては、本計画を早期に見直しいただき、電力の安定供給や再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な政策方針を策定していただくことを望みます。

【2 国の支援策の充実について】

(1) 海洋再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かす施策の推進について

県においては現在、海洋再生可能エネルギーに関する方針を盛り込んだ「長崎県再生可能エネルギー導入促進計画」を策定中であり、その実現のために、ナガサキ・グリーンニューディールを推進する6つの「戦略プロジェクト」として、離島半島対策や県内企業のアジア展開支援などを盛り込む中で、日本版EMECを中心とした海洋再生可能エネルギーの推進についても、「海洋フロンティア・プロジェクト」として取り組むこととしております。

今後、海洋再生可能エネルギーを推進していくためには、以下の実現が必要であると考えております。

- ① 東日本大震災以降、逼迫しているエネルギー問題への対策及び成長分野である環境・エネルギー分野の産業振興につながることから、平成25年度以降に行われる海洋再生可能エネルギーの実証フィールド、いわゆる日本版EMECの整備にあたっては、海洋県である本県の提案海域において実施することに、十分な予算措置をお願いします。

- ② 広大な海域と多くの離島を有する本県は、洋上風力や海洋エネルギーなどの大きなポテンシャルを有しています。しかしながら、離島地区を含め、送電網が脆弱もしくは未整備の状況の地域も多く、電力系統の強化が望まれています。今後、実証フィールドを整備する際には、国が新たな公共インフラとして、大量の再生可能エネルギーが系統連携可能な電力系統の整備を同時に進めることを強く求めます。
- ③ 実証フィールドの整備と併せて、次の事業について、拡充・延長及び新たな支援制度の構築を求めます。また、商用化への支援についても、実証フィールド活用に関して、事業者の意識を喚起する材料となるため、併せて支援強化を求めます。
- ・海洋再生可能エネルギー分野における新技術開発（拡充・延長）
 - ・海洋再生可能エネルギー分野における技術実証（拡充・延長）
 - ・海洋再生可能エネルギー分野における環境影響調査への支援（新設）
 - ・海洋再生可能エネルギー分野における商用化を目的とした各種事前調査への支援（新設）
 - ・海洋再生可能エネルギー分野における商用化を目的とした海底送電線敷設の支援（新設）
 - ・漁業と調和した海洋再生可能エネルギーモデルについての実証事業、実用化の支援（新設）
- ④ 実用化・事業化の段階においては、発電事業用の海域を一定の期間にわたり確保するための他の海域利用者等との調整その他の海域利用に係るルールが不明確であります。海域利用のルールを明確化するための法制度の整備を進めていただくことを求めます。
- ⑤ 平成24年7月より、固定価格買取制度が始まり再生可能エネルギー導入促進の後押しとなっております。しかしながら、海洋再生可能エネルギーについては実用化された段階で、対象に追加していく予定となっております。海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速化させ、事業者が商用化へ向け実施できるよう固定価格買取制度への追加について早期実現を求めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進を離島・半島等の地域活性化につなげる施策の強力な推進について

- ① 離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全など重要な役割を担っています。一方、離島地域は恒常的な人口減少、少子高齢化に直面し基幹産業である農林水産業が低迷するなど、離島を取り巻く環境は厳しい状況となっております。
- そこで、独立電源の大型離島をモデルとした再生可能エネルギーの導入による地域活性化事業を国のプロジェクトとして位置づけ推進していただくことを求めます。
- ② 再生可能エネルギーの導入促進のためには、一層の電力系統の増強・安定化を図る必要があります。ついては、電力系統側への大容量蓄電池設置の特例的な支援措置及びマイクログリッドの整備に対する支援制度の創設を求めます。
- ③ 再生可能エネルギー特別措置法の対象となる再生可能エネルギー発電設備については、当該設備に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年間の3分の2とする措置がなされておりますが、更なる再生可能エネルギー普及のため、当該期間の延長を望みます。
- ④ 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、下記の業態に対してその優遇措置が認められています。
- ・事業税（製造業、旅館業、ソフトウェア業、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）
 - ・不動産取得税（製造業、旅館業、ソフトウェア業）
 - ・固定資産税（製造業、旅館業、ソフトウェア業）
- 今後、離島における再生可能エネルギーの導入による地域活性化につなげるため、措置を拡充し「電気・ガス供給業（再生可能エネルギーに係る事業に限る。）」を新たに対象にすることを求めます。

- ⑤ 未利用温泉水は、熱や発電としての活用が可能であり、観光産業施設の省エネ化など、エネルギーの地産地消に大きく貢献することが期待できます。

本県においても、未利用温泉水の利活用を目的とした社団法人が設立され、温泉熱発電の実証試験が開始しており、積極的な取組がみられております。この温泉熱発電を各地域・旅館等へ水平展開し、地熱エネルギーの有効活用を身近で実証してみせるためには、自立分散型の小型発電等施設が必要であるが、未だ高価であることから、民間事業者が導入する際の支援制度の拡充を求めます。

- ⑥ これまでの大規模集中型エネルギーシステムから、分散型エネルギーシステムへの転換を推進するためには、再生可能エネルギーの特性に応じたエネルギーの地産地消への取組が重要です。

しかしながら、大規模なビルや集合住宅が少なく、小規模集落が点在している離島・半島地域等においては、スマートグリッドを構築し、地域エネルギーマネジメントを運用することは容易ではありません。

そのため、離島・半島地域等においても、エネルギーの地産地消を推進するとともに、新たな産業の創出による地域活性化につなげるため、各家庭で発電した再生可能エネルギーを、集落単位で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和や新制度創設を求めます。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、我が国で最もアジアに近いという地理的、歴史的優位性を有しており、これらを活かし成長するアジアの経済成長を本県の成長に取り込むためには、その交流拠点となる長崎港、佐世保港の機能強化が不可欠であり、本県を結節点としたアジアと我が国の新たな交流軸「新アジア軸」を構築したいと考えております。

さらに長崎港と佐世保港は平成23年度、国土交通省から日本海側拠点港として「国際定期旅客機能」、長崎港は「外航クルーズ（定点クルーズ）機能」の選定を受け、現在、その機能強化に鋭意、取り組んでいるところであります。

佐世保港については、佐世保～釜山航路の就航に対応する三浦地区多目的国際ターミナルの整備が本年度中に完成する予定であり、受け入れ体制の整備が着々と進んでおります。

長崎港においては、東アジアクルーズ市場の拡大に伴い、客船の入港が急激に増加し、また、大型クルーズ客船の入港も増加するなど、その受け入れ体制を整備し、アジアのゲートウェイにふさわしい機能の強化が急務となっており、これらに対応した港湾施設の整備促進を図るため、現在、港湾計画の改訂を進めているところであります。

また、本県は多くの離島を有しておりますが、その地域経済の活性化や住民生活の安定のためには、人流、物流の拠点となる港湾機能の確保が重要であります。

そのためには、我が国の離島で唯一国際定期旅客航路を有する対馬島の厳原港のターミナル機能の再編など、交流拠点であり生活基盤でもある港湾施設の整備を促進しております。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

1 長崎港松が枝地区国際ターミナル整備事業

長崎港においては、松が枝地区国際ターミナルの拡張計画など、ゲートウェイ機能の拡充を図ることとしており現在、港湾計画改訂の進捗を進めておりますが、その早期実現のためには国の支援が不可欠であり、港湾計画改訂に向け御協力を頂くとともに、旅客船対応岸壁について国の直轄事業で整備して頂き、県が行う背後の施設整備と合わせ効率的に事業進捗を図る必要があります。

2 交流拠点及び生活基盤である離島港湾の整備促進

外国人観光客やクルーズ客船などの観光産業による経済及び雇用効果は、産業が少ない離島にとって非常に重要なものであり、その拡大を図るためには観光客などの受け入れ体制の強化が不可欠であります。また、本土とを結ぶ定期航路の安定就航は、住民生活にとって大変重要なものであり、それらに対応した港湾施設の整備を早急に行う必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

1 長崎港松が枝地区国際ターミナル整備事業

旅客船対応岸壁について、国の直轄事業で整備を行うとともに、当該事業の直轄事業及び県事業の合同プロジェクトとしての平成26年度新規採択を望みます。

2 交流拠点及び生活基盤である離島港湾の整備促進

事業進捗に必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

長崎港は、急拡大する東アジアクルーズに対応した大型客船の受け入れなど、アジアのゲートウェイ機能の拡充の早期実現が可能となります。

また、離島港湾の交流人口の受け入れ体制の強化と住民生活の安定に必要な基盤整備の早期実現が可能となります。

日本海側拠点港に加え、交流拠点となる港湾、特に離島港湾の機能強化を図ることで中国・韓国などの経済発展を本県のみならず我が国の成長に取り込むことが可能となります。

10 C I Q体制の強化について

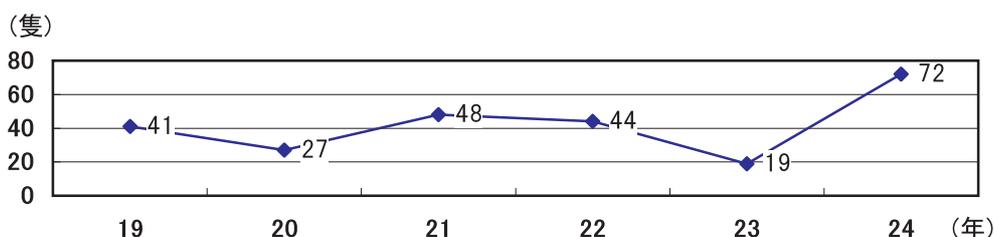
【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

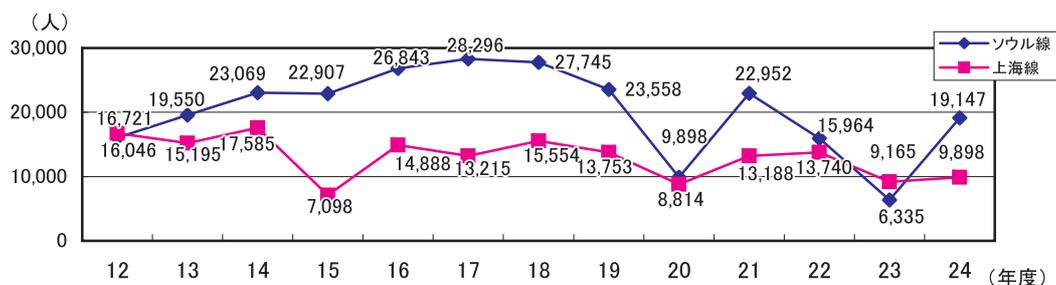
アジア諸国との相互交流をさらに拡大し、将来に向けて友好関係を発展させるため、交流の玄関口となる空港、港湾においてC I Q体制強化を図ること

- (1) 国際航空路及び国際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港のC I Q体制強化を図ること
- (2) 今後、国際路線の就航を予定している福江空港及び佐世保港等についても早急にC I Q体制を整えること

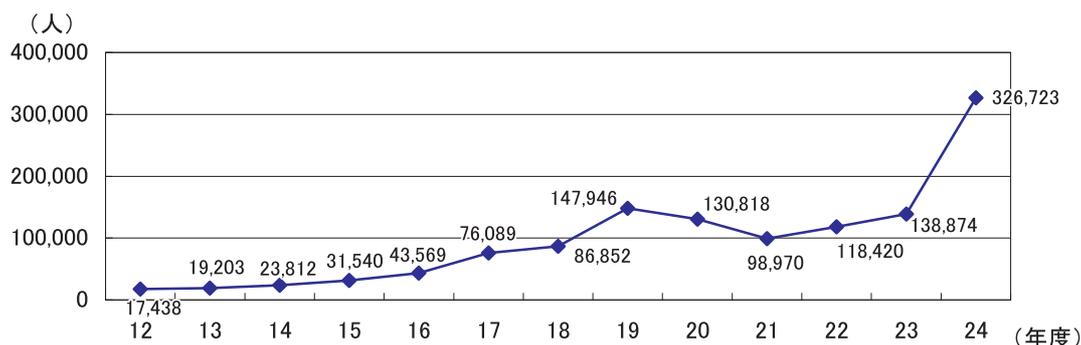
長崎港へのクルーズ船の入港実績の推移



国際路線（空路）の利用者数の推移



国際航路（対馬～釜山）利用者数の推移



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

国においては、「訪日外国人3000万人プログラム」の実現に向けてビジット・ジャパン事業に取り組んでいます。本県におきましても、「アジア・国際戦略」を策定し、アジアをはじめとした海外の活力を取り込み、経済活性化につなげるための取組を積極的に推進しており、アジアからの誘客拡大に向けても様々な施策を展開しているところです。

アジア諸国からの訪日客数は平成12年の約320万人から平成22年には1.8倍の約600万人へと拡大し、各国の目覚ましい経済成長によって今後もさらなる拡大が見込まれますので、国の玄関口となる空港、港湾において受入態勢の充実を図ることが必要です。

本県におきましても、空港管理者、港湾管理者の立場から鋭意態勢充実を図っているところですが、訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。

この結果、交流拡大と信頼関係の確立により、わが国とアジア諸国との外交関係の強化につながると考えます。

このため、空港、港湾においてC I Q体制の強化を望みます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港のC I Q体制

本県においては、アジアをはじめとする海外の活力を取り込むために、「アジア・国際戦略」を推進しており、従来から上海、ソウルへの航空路の維持やクルーズ客船の誘致（平成24年：県全体で72隻）に努めております。

現在、長崎空港、長崎港のC I Qの体制は、ほとんどが長崎港のC I Qを中心に対応をお願いしておりますが、クルーズ船、長崎～上海航路（現在は運休中）、上海線など国際航空路等の日程が重なった場合、福岡から出張対応でも難しい状況となっております。

更に、近年のクルーズ船が大型化していること、また、対馬においては、近年韓国との交流が盛んになっていることから、入国審査に要する時間の短縮化は喫緊の課題となっております。

○国際路線の就航を予定している福江空港及び佐世保港等のC I Q体制の整備

福江空港については、現在、韓国からの継続的なチャーター便就航に向けて取り組んでおります。また、佐世保港においても韓国との国際航路の開設に向けた施設整備が、平成26年度供用開始を目指して進められております。長崎県の国際化を促進するため、早急にC I Q体制を整えることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・長崎県内の空港や港のC I Q機関の増員及び常駐化等の体制強化を望みます。
- ・国際路線の就航を予定している福江空港及び佐世保港等についても早急にC I Q体制を整えることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

訪日客にとって最初の窓口となるC I Q体制の強化が図られれば、わが国に対する印象の向上に直結し、裾野の広い相互交流が拡大することになります。また、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むことにより、経済活性化が図られます。

11 「新アジア軸」の構築について

【総務省、外務省、文部科学省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

わが国とアジア各国との間に、新たな人と物の流れ、「新アジア軸」を構築することは、広域経済圏の形成によりわが国を含むアジア全域の成長に大きく寄与するとともに、域内の平和促進にもつながるものである。

本県においても「アジア・国際戦略」に取り組み、様々な分野で地域間交流を進めており、国においても、「新アジア軸」の構築に向けた環境整備を進めること。

- 1 2015（平成27）年の日韓国交正常化50周年を契機として、日韓友好の歴史的な象徴である「朝鮮通信使」を活用して将来にわたる両国の友好交流関係を構築するため、
 - (1) 「朝鮮通信使」を活用した記念事業等を国家的な事業として位置付け、歴史的に大きな役割を果たしてきた本県やゆかりの全国各地において韓国と共同して開催すること
 - (2) 「朝鮮通信使の道（仮）」をユネスコ世界記憶遺産に登録するために、日韓共同申請に取り組むこと
 - (3) 日韓両国で共同して、「朝鮮通信使の道（仮）」を世界に向けてアピールする海外観光客誘致のモデル事業とすること
- 2 今後、発展が著しいアジア各国との裾野の広い友好交流関係を深化させるとともに、訪日旅行市場の更なる拡大による地域経済の活性化を図るため、タイ、マレーシア、インドネシア及び中国からの訪日客に対する査証要件を緩和すること

朝鮮国信使絵巻（部分） 「対馬歴史民俗資料館所蔵」



【1(1) 朝鮮通信使を活用した日韓国交正常化50周年記念事業について】

○日韓国交正常化50周年記念事業とは

日韓両国は、2015（平成27）年に国交正常化50周年の大きな節目を迎えますが、一方で、「日韓関係は良好だと思ふ」割合は、平成23年の58%から平成24年は18%に低下するなど、日本人の韓国に対する国民感情は急速に悪化しています。

日韓関係の友好関係再構築は、両国の成長・発展に寄与するのみならず、現在の北東アジア地域の秩序の安定にも資するものであり、朝鮮通信使の「誠心交隣」の精神を現代の日韓関係に甦らせることは極めて重要であると考えます。

このため、朝鮮通信使をキーワードとする日韓国交正常化50周年記念事業を平成27年に国家的な事業として実施することを要望します。また、プレイベントを平成26年に実施することも併せて要望します。

具体的には、朝鮮通信使の歴史に大きな役割を果たした本県をはじめ、朝鮮通信使が通った都市等を会場として、日韓間の主要会議や国際シンポジウムを開催すること、また、通信使行列の再現や、青少年交流及び囲碁・書・舞踊・写真等の両国民が参加することができるイベントを開催すること、併せて、地域の振興に資する観光物産展等の実施などを通して、両国民の友好関係再構築に向けての機運醸成を図ることを提案します。

【1(2) 「朝鮮通信使の道（仮）」のユネスコ世界記憶遺産登録に向けた日韓共同申請について】

○ユネスコ世界記憶遺産に向けた日韓共同申請とは

日韓国交正常化50周年を機に、朝鮮通信使の平和精神が未来にも伝えられなければならない人類の貴重な文化遺産であることを明らかにすることは、両国の友好を再確認するうえでも絶好の機会になると考えます。

また、本県をはじめ朝鮮通信使の通った道に位置する自治体にとっては、地域の貴重な宝を再認識し、日韓両国そして世界に向けてアピールする素材になるとともに、関連施設等の再整備などを通じて地域活性化につながる起爆剤となり得るものです。

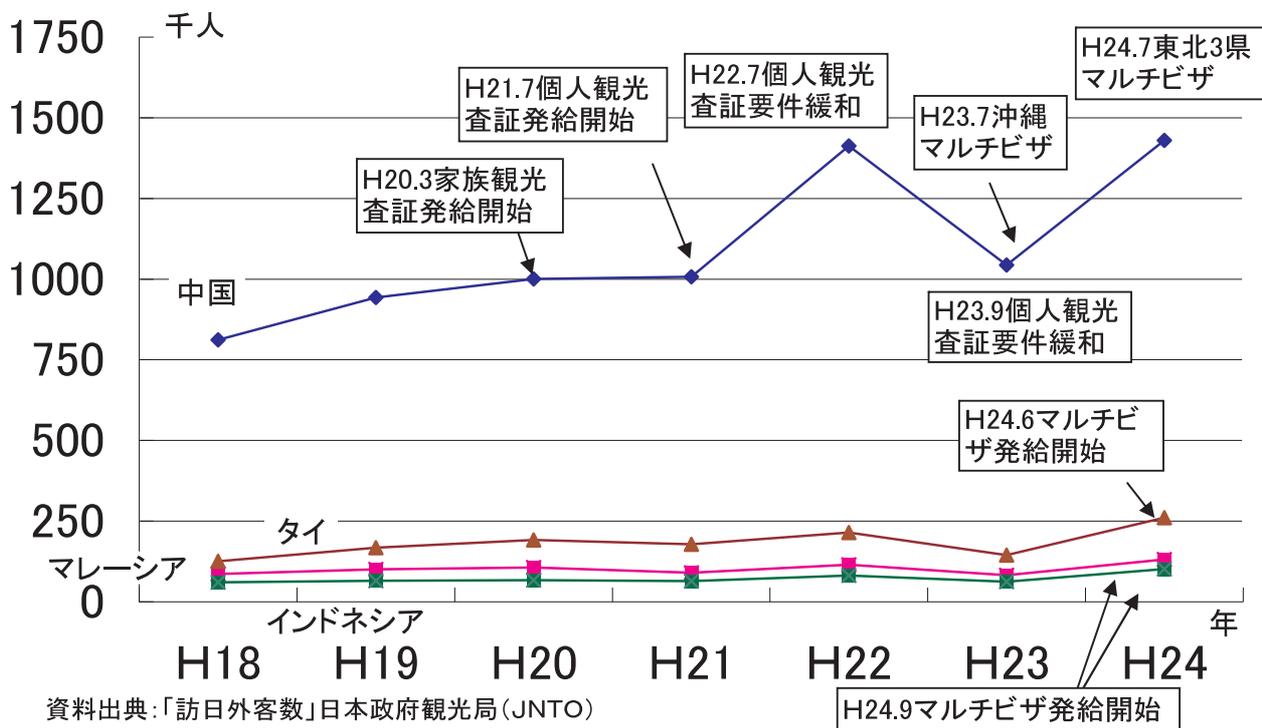
このため、朝鮮通信使が日韓共通の歴史遺産であることを踏まえて、世界記憶遺産登録の早期実現のために両国共同での申請に取り組むことを要望します。

【1(3) 「朝鮮通信使の道（仮）」の日韓共同海外観光客誘致モデル事業について】

○日韓共同観光誘致モデル事業とは

「訪日外国人3000万人プログラム」の早期実現を図るため、訪日外国人誘致の新たな視点として、「朝鮮通信使の道（仮）」をアピールし、日韓両国以外の国・地域からの誘客を図るなど、両国共同による海外観光客誘致モデル事業として実施していただくことを要望します。

アジア4カ国からの訪日外客数の推移



【2 訪日客に対する査証要件の緩和について】

○査証要件緩和とは

- ・タイ、マレーシア、インドネシアからの訪日客は、近年増加傾向にあり、平成24年は過去最高を記録しました。
- ・現在、タイ、マレーシア、インドネシアから日本を訪問する場合、数次査証の発給が認められていますが、今後も訪日客の増加が見込まれるため、訪日しやすい環境づくりの一環として査証免除とすることを望みます。
- ・九州各県と中国とは、地理的近接性と草の根レベルに至る様々な交流の歴史を背景に、査証制度の緩和が図られれば、これまででない規模の大きな交流に発展する潜在力を有しています。
- ・中国については、査証免除に向けた段階的な緩和措置として、沖縄県と東北3県（岩手、宮城、福島）で実施されている中国人観光客に対する短期滞在数次査証の制度について、九州にも適用範囲を拡大することを望みます。



クルーズ客船で長崎を訪れた外国人観光客

12 TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報提供や説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと

- 1 深刻な影響が懸念される農林水産業においては、その影響を克服するための構造改革に向けた道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、国民的な議論を通して最終的な結論を得ること
- 2 TPPを含む包括的経済連携においては、米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、水産物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること
- 3 WTO農業交渉においては、上限関税の設定は断固阻止し、重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること
- 4 WTO非農産品交渉においては、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること

◎TPP交渉参加11ヶ国に対して関税を撤廃した場合の国の試算に基づいた農林水産物生産等への影響試算について

1. 国試算結果（平成25年3月15公表）
 - 農林水産物の生産減少額 3兆円程度
 - 食料自給率（供給熱量ベース） 40%→27%程度
 - 農業の多面的機能の喪失額 1兆6千億円程度
2. 長崎県への影響額試算結果
 - 平成23年農業産出額減少額 369億円
 - （基幹産業である離島における産出額減少額（平成18年試算） 49億円）
 - 平成23年漁業生産額減少額 124億円
 - （うち離島における生産額減少額（平成23年試算） 53億円）

※国の試算結果に準じて試算

【1 農林水産業の構造改革に向けた道筋とは】

- 完全自由化により関税が撤廃又は上限関税が設定されれば、輸入農林水産物の価格が下がり、輸入の増加によって国内農林水産業に大きな影響がありますが、本県農林水産業は現在でも厳しい生産条件、環境下にあり、さらに輸入農水産物との競争に耐えられるような体力は現時点ではありません。また、農山漁村の有する多面的機能や地域経済など、地域そのものの存続にもかかわるような計り知れない影響が考えられます。

そのため、貿易自由化や国際ルールづくりの検討に先行して構造改革の道筋や具体的な対策を明確にしたうえで、生産者や国民の合意を得ることが必要であり、慎重に検討することが必要です。

【2 重要品目を関税撤廃の対象から除外することとは】

- TPPについては、貿易や投資、人の移動など幅広い分野での自由化を目指しており、全ての物品の関税を即時または段階的に撤廃することが原則となっていることから、我が国の農林水産業の重要な地位を占めている重要品目の関税が撤廃された場合、安価な輸入農水産物が大量に出回り、国内農水産業は大打撃を受けるため、関税撤廃の対象から除外することが必要です。

【3 上限関税の設定断固阻止及び重要品目の十分な数と取扱いの柔軟性の確保とは】

○上限関税の設定とは

関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方で米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げることが必要です。

上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから、本県の主要品目である肉用牛、牛、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対します。

○重要品目の十分な数を確保とは

重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保が必要です。

○取扱いの柔軟性を確保とは

重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性が必要です。

【4 国内の水産産業を維持、発展させるための貿易ルールとは】

- 世界の水産資源が悪化している中、貿易の一律自由化は、輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応が必要です。

【1 西九州ルートの早期開業について】

○西九州ルートの早期開業とは

西九州ルートは、平成24年6月に武雄温泉～長崎間（肥前山口・武雄温泉間の複線化事業を含む。）について、軌間可変電車方式（標準軌）による認可を受け、平成34年の開業を目指して工事が進められています。今後は、駅周辺のまちづくりが計画的に進められるとともに、新幹線効果を県下全域に広げるために、それぞれの地域においてソフト・ハード両面でのまちづくりに取り組んでいくことから、西九州ルートの早期開業のため、新たな財源を確保のうえ、工期の短縮化を図っていただくことを望みます。

【2 フリーゲージトレインについて】

○フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の促進とは

フリーゲージトレインは、現在、国家プロジェクトとして技術開発が進められていますが、西九州ルートへの導入が予定されており、開業に間に合うよう実用化に向けた技術開発が促進されることを望みます。

○佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行とは

佐世保市への乗り入れは、新幹線効果をどの程度波及させることができるかを検証するための先駆的なモデルケースになることから、乗り入れのために佐世保線の路盤改良等の整備や実証運行の実施とともに、JR佐世保線において、そのために必要な幹線鉄道的高速化・利便性向上に向けた調査の実施を望みます。

【3 建設財源について】

○公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担軽減制度の充実とは

公共事業予算全体における新幹線整備予算は、約1%しかありません。新幹線整備は、わが国本土の国土軸の骨格をなす国家プロジェクトであることから、重点的に予算配分がなされるべきであり、将来にわたり安定して整備を進めるためにも幅広い観点からの予算確保を望みます。

また、整備新幹線の開業区間（東北・北陸・九州）から得られる貸付料が、建設区間の事業費に充てられますが、整備予算のなお一層の確保・拡充を望みます。

一方、地方負担への財政措置として、起債充当率は地元負担分の9割、このうちの5割～7割に交付税措置がありますが、整備新幹線における地方負担が、地方財政を圧迫することがないように、起債充当率の引き上げや交付税措置率の算定基準の引き下げを望みます。

【4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について】

○負担軽減制度の創設又は充実とは

肥前山口～諫早間については、新幹線開業後20年間の上下分離方式をとることとしており、開業時に本県と佐賀県がJR九州から線路等を一括買い取り、維持管理費用についても両県で負担することとなっています。しかしながら、一段と逼迫する地方財政等を鑑みると地元での負担だけでは到底維持できず、国全体の課題として取り組むべきであり、負担軽減制度の創設又は地方交付税措置等による負担軽減を望みます。

【5 JR長崎本線連続立体交差事業の財源確保について】

○JR長崎本線連続立体交差事業の財源確保とは

JR長崎本線連続立体交差事業は、新幹線整備と一体となって長崎の玄関口となる都市拠点の整備を行い、アジアのゲートウェイとなるようなまちづくりに資する事業です。JR長崎本線連続立体交差事業を推進するためには、多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、事業の進捗へ影響することがないように重点的な配分を望みます。

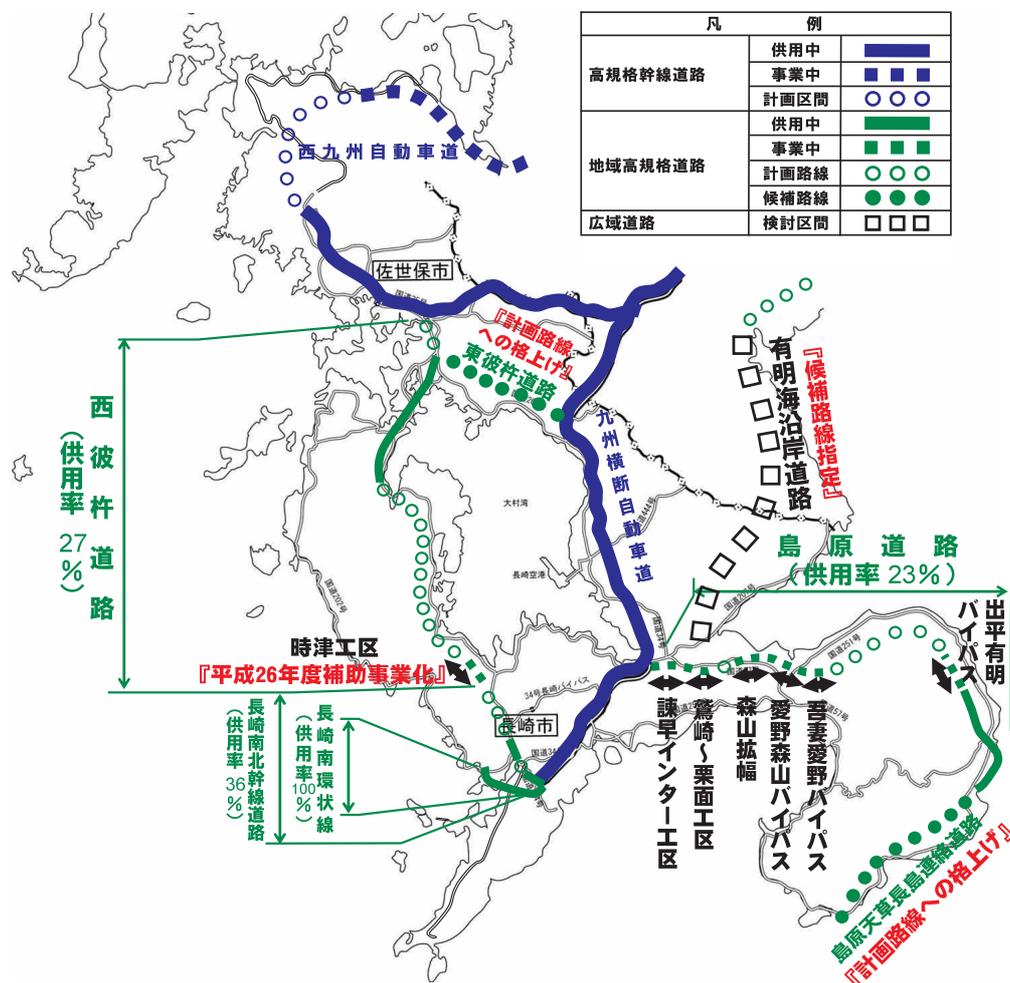
14 幹線道路(地域高規格道路・国道・県道・街路)の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - (1) 島原道路
 - ・ 出平有明バイパス、吾妻愛野バイパス、愛野森山バイパス、森山拡幅、鷲崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
 - (2) 西彼杵道路
 - ・ 時津工区の平成26年度補助事業化
 - (3) 東彼杵道路の計画路線への格上げ
 - (4) 島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
 - (5) 有明海沿岸道路の候補路線指定
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
- 3 県道・街路の整備予算を確保し、その促進を図ること
- 4 長崎～福江港～富江間を国道に指定すること

《長崎県内の高規格・地域高規格道路網》





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、離島・半島地域を多く抱え、山間部が多く平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般に立ち遅れています。

(平成23年4月1日現在の道路改良率 長崎県:70.9%、全国:75.6%)

このため、産業や地域が輝く長崎県づくりを実現するためには、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援する地域高規格道路をはじめとした広域的な幹線道路の整備が必要です。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備による離島への交流機能の拡大が期待され、その効果を高めるための長崎～福江港～富江間の国道指定が求められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・島原道路、西彼杵道路

島原道路、西彼杵道路は、高速交通体系から取り残されている島原半島地域、西彼杵半島地域において、県内外の主要都市間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援するために不可欠な地域高規格道路です。

また、島原半島、西彼杵半島は道路網が脆弱なうえ、重篤な患者を搬送する3次救急医療施設が存在しないため、救急搬送の際の時間短縮や災害時に備えた多重性の確保が求められており、命をつなぐための道としてもこれらの道路が必要とされています。

しかしながら、供用率はそれぞれ23%、27%と低く、地域からも早期整備を強く求められています。

・東彼杵道路、島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路の格上指定

東彼杵道路、島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路は、地域からの早期整備の要請も強く、交流人口の拡大等による地域振興を図るため、早期に格上指定を行う必要があります。

・国道、県道、街路の整備予算の確保と、その促進

交通混雑の解消及び地域住民の利便性向上のための都市内幹線道路、離島・半島内道路、バス路線、狭隘区間等について、早期整備を図ることが緊急の課題となっております。

・長崎～福江港～富江間の国道指定

長崎と五島列島を国道で結ぶことにより、豊かな観光資源を活用した新たな観光ルートの展開、地場産業の育成・強化を支援する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・地域高規格道路については、事業中区間の完成に必要な補助事業費の確保を望みます。

また、西彼杵道路については、時津工区の平成26年度補助事業化を望みます。

加えて、計画路線への格上げや候補路線の指定が早期になされることを望みます。

・国県道についても、本県の道路整備が遅れることの無いよう、必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与します。

15 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること
- 3 新たな地域振興対策の充実について
原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、UPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じること



【1 火力発電施設向け交付金の見直しについて】

○火力発電施設向け交付金の見直しとは

今回の原発事故による電力不足を契機として再生可能エネルギーの導入促進とともに、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されているところであり、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を早急に見直しをしていただくことを望みます。

【H23年度から実施された削減措置】

- ・ 電源立地等初期対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・ 電源立地促進対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・ 電力移出県等交付金相当部分について、火力に係る交付金算定係数の引き下げ。

【2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について】

○対象地域の拡大とは

本県は、松浦市鷹島町が九州電力(株)玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離に位置し、従来の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（原子力施設から半径約8～10km）」（E P Z）にありながら、同原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金について、隣接市町の範囲（水域を隔てた場合の6 km以内）に該当せず、交付の対象外となっております。

これまで国は、防災対策に係るE P Zと電源立地の推進・運転の円滑化を目的とした交付金制度とは趣旨が異なるとされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故で、原子力災害がE P Zの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼすことが明らかになりました。

また、原子力規制庁が公表した放射性物質の拡散シミュレーションにおいても、松浦市など本県にまで放射性物質が拡散するとの試算結果が示されております。

原子力災害対策については、今回の事故の教訓等を踏まえて原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）において、新たに「緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30km）」（U P Z）が定められております。

については、電源立地地域対策交付金等についても、原子力災害が広範囲で長期的に被害を及ぼすことを踏まえて、同様に交付対象地域を見直し対象範囲を拡大していただくようお願いします。

【3 新たな地域振興対策の充実について】

○新たな地域振興対策の充実とは

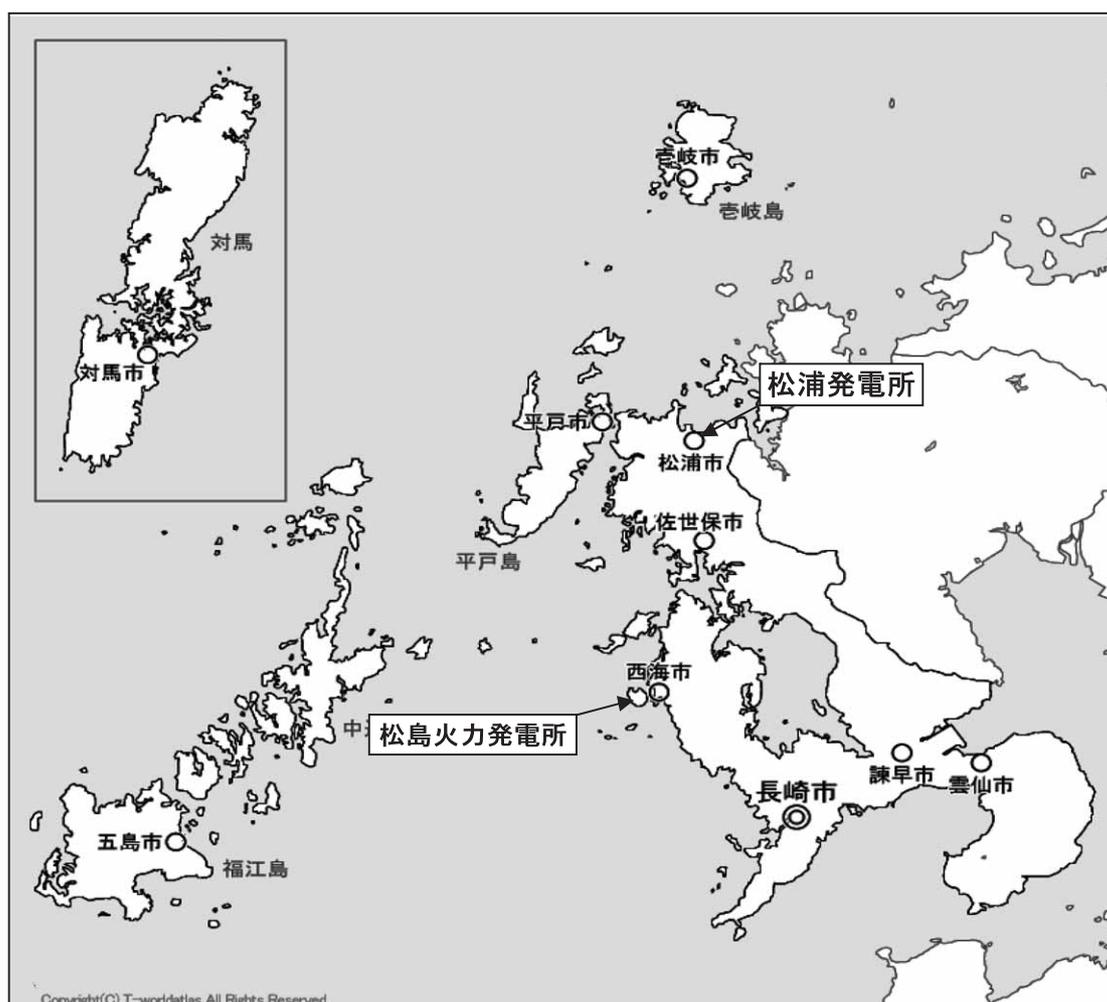
今回の福島第一原子力発電所の事故では、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、U P Zを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じていただくようお願いします。

16 石炭火力による安定的な電力供給確保について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 石炭火力の高効率化技術の活用促進とCO₂削減技術の開発について
安定的な電力供給を確保するため、安価で供給安定性に優れたエネルギー源である石炭火力発電の高効率化技術の活用を促進するとともに、CO₂削減のための技術開発を推進すること
- 2 本県立地の石炭火力発電設備への高効率化技術の導入について
高効率化技術を本県に立地する石炭火力発電設備へ導入し、設備の増設・建設再開が図られるよう特段の配慮を行うこと



【1 石炭火力の高効率化技術の活用促進とCO₂削減技術の開発について】

○石炭火力の高効率化技術の活用促進とCO₂削減技術の開発とは

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、全国で原子力発電所が稼働停止し、厳しい電力需給状況が続く中、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されております。また、国民生活への影響はもとより、電力供給の不安による生産拠点の海外シフトも懸念され、国内産業の維持のためにも、電力供給の安定化が望まれています。

このような状況を踏まえ、新たなエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進とともに、石炭火力発電の必要性を重視し、石炭火力発電の高効率化技術の活用を促進するとともに、コスト面での優位性がある一方で、CO₂発生による地球温暖化の問題が懸念されることから、CO₂の発生を抑制する低炭素化に向けた技術の開発を進めていただくようお願いいたします。

【2 本県立地の石炭火力発電設備への高効率化技術の導入について】

○本県立地の石炭火力発電設備への高効率化技術の導入とは

本県においては、九州電力(株)及び電源開発(株)が松浦発電所、松島火力発電所に総出力370万KWの石炭火力発電設備を設置稼働し、電力の安定供給に極めて重要な役割を果たしております。また、九州電力(株)松浦発電所では、平成13年に2号機（石炭火力；出力100万KW）の環境影響調査も完了し着工された後、供給計画の見直しにより工事が中断されております。

発電所の設備増設は、電力の安定供給はもとより地域に大きな雇用を生み出すなど、地域振興にも寄与するものであり、立地自治体をはじめ県民の期待も大きいところです。

つきましては、高効率化技術を導入し、現在工事が中断している松浦発電所2号機の建設工事再開と松島火力発電所の増設が図られるよう特段の配慮をいただくようお願いいたします。

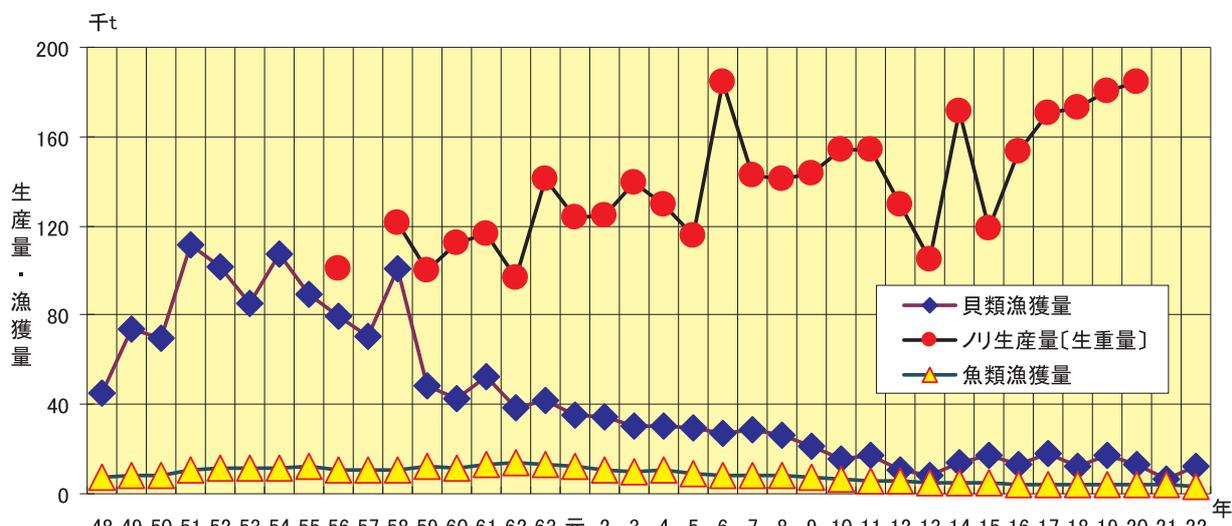
17 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 有明海の再生、水産資源の回復を図るためには、海域環境に影響を及ぼした熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行うこと
- 2 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づく有明海や橘湾（以下「有明海等」という。）の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策を提言すること
- 3 赤潮、貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制・軽減対策を確立すること
また、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害にかかる具体的支援策を確立させること
- 4 国は、有明海等の再生への道筋を明らかにし、漁場環境の保全、改善及び水産資源回復等による漁業振興を図るために実施する調査・現地実証事業等に関する財源の大幅な拡大を行うこと
- 5 有明海及び八代海で漂流物を回収する環境整備船（海輝、海煌）について、有明海から漂流物が流れ込む橘湾においても活動できるよう作業海域を拡大すること

有明海区の魚類、ノリ類、貝類の漁獲量推移（福岡、佐賀、長崎、熊本の計）



（出典：「農林水産省 農林水産統計年報」）※暦年で整理

【1 有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究について】

- 有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究とは
有明海等漁業の不振には、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、多くの要因が絡んでいると考えられるので、総合的な調査・研究を要望します。

【2 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告について】

- 有明海等の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策の提言を行うことは
平成23年8月に有明海等特別措置法が改正され、有明海等総合調査評価委員会が随時開催できるようになるとともに、評価委員会の下で、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会及び海域再生対策検討作業小委員会が設置され、今後実質的な評価が進むことが期待されます。
有明海等の水産資源等の状況を勘案すると、有明海等の総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、それに沿った施策を実施することは喫緊の課題です。
については、有明海等総合調査評価委員会では、上記事項を速やかに評価するとともに、解明すべき課題等について具体的方策を提言するよう望みます。

【3 赤潮、貧酸素水塊等について】

- 過去において、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊が原因とされるアサリへの被害、最近では平成21、22年にシャトネラ赤潮による養殖魚類への被害が発生しています。また、粘質状浮遊物が毎年継続的に発生し、漁具への付着や入網等により漁業へ支障が生じています。については、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の科学的な発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制、軽減策の確立を要望します。
また、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は、赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられましたが、具体的にはどのような支援を国が行うのが未だに明確ではないため、具体的支援策を確立するよう望みます。

【4 国が、有明海等の再生への道筋を明らかにするためについて】

- 調査・現地実証事業に関する財源の大幅な拡大とは
有明海等再生のために行う総合的な対策である有明海環境改善のための調査・現地実証試験等、アサリ、アゲマキ、タイラギの生産回復対策に関する予算の増額を望みます。

参考 有明海再生のために行う総合的対策（平成25年度概算決定額 1,350百万円）

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 国営干拓環境対策調査 | 328百万円 |
| 2. 有明海特産魚介類生息環境調査 | 300百万円 |
| 3. 有明海漁業振興技術開発事業 | 400百万円 |
| 4. 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業 | 322百万円 |

【5 環境整備船の作業海域の拡大について】

- 有明海及び八代海の総合的な環境整備を図るため、国では九州地方整備局に2隻の環境整備船を配備し、浮遊ゴミの回収や水質・底質の各種調査などに取り組んでおります。九州北部豪雨に伴う漂流物の発生に対しては、その機能を十分に発揮され、大量の漂流物の回収に貢献していただきました。
しかしながら、有明海に隣接する本県の橘湾は、環境整備船の作業範囲とされていないことから、有明海で回収できなかった漂流物が流れ出て、漁業活動に支障が生じました。
このため、有明海及び八代海に隣接する橘湾においても、環境整備船による漂流物の回収ができるよう作業海域を拡大する必要があります。

18 沖合漁業等に係る支援・措置対策について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

1 漁船保険制度の見直しについて

- (1) 厳しい環境の中、使用漁船の老朽化が進んでおり、転覆・沈没事故等が起こった場合、現行の評価基準では代船を建造、購入することが非常に難しいことから、評価基準を改定すること。また、総トン数100トン以上の漁船保険料についても国庫負担が及ぶよう制度を見直すこと
- (2) 沈没漁船の引き揚げ及び撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保障額までを義務加入とする旨の制度改正を行うこと。併せて船主の負担軽減のための助成措置を創設すること

2 雇用対策の強化について

- (1) 漁船漁業については、国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体の育成のため、水産業体質強化総合対策事業が実施されているが、もうかる漁業創設支援事業について、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や内容の充実を図ること
- (2) 今後、安心かつ継続して漁船乗組員の雇用を確保できるよう、海難事故防止対策を講じること

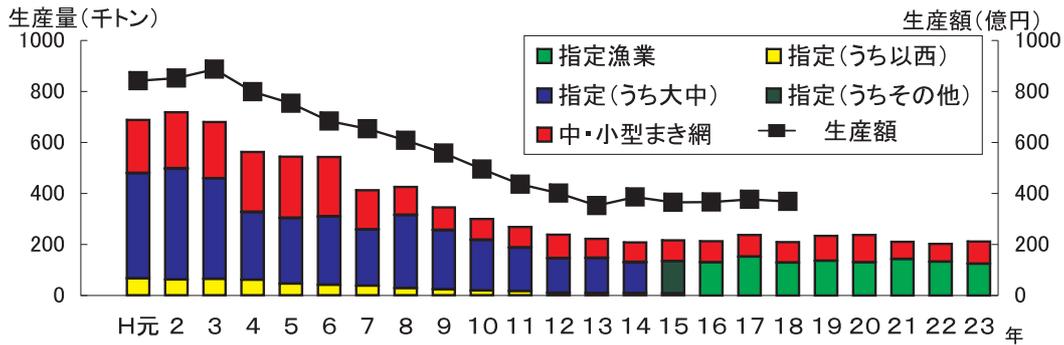
3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について

- 沖合漁業の持続的な振興を図るためには、適切な資源管理の実践や沿岸漁業等と調和した操業が前提となることから、これらを確実に推進するため、
- (1) 大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底及び取締を強化すること
 - (2) 沿岸漁業との操業トラブル等を未然に防止するため、相互の話し合いの場を積極的に仲介することにより、これら漁業の共存共栄を図ること

4 日本政策金融公庫資金及び漁業近代化資金について

- (1) 沖合漁業等の経営環境が悪化するなか、漁業経営改善支援資金の利用促進を図るため、漁業経営改善計画の認定基準及び貸付要件を緩和すること
- (2) 漁船や漁具の更新に必要な漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額を拡充すること
- (3) 漁船の実耐用年数が延びているなか、漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金の償還期間を延長すること

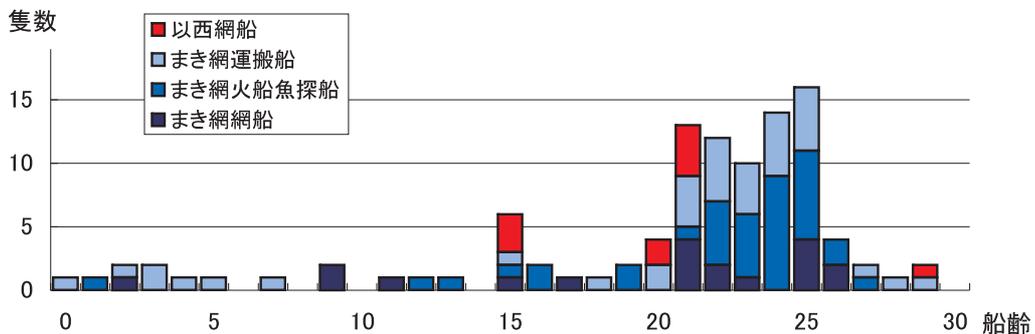
長崎県における指定漁業および中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注) 統計調査項目の変更等により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底びき網漁業の区分がなされなくなった。平成19年から、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

(長崎農林水産統計年報)

長崎県における大中型まき網漁船・以西底びき網漁船の船齢 (H25. 1月現在)



(長崎県調べ)

【1 漁船保険制度の見直しについて】

◆(1)

○使用漁船の老朽化とは

大中型まき網漁業の場合、通常、網船1隻、火船2隻、運搬船2隻の計5隻が船団を組んで操業していますが、本県大中型まき網漁船の平均船齢(船舶が進水した年月日からの経過年数)は、網船で19.3年、火船及び探索船で21.8年、運搬船で19.2年となっています。

また、以西底びき網漁船では、網船で19.8年となっています(H25. 1月現在)。

○現行の評価基準では代船を建造・購入することが非常に難しいとは

漁船保険価額は、水産庁長官が定める評価基準(評価標準)に基づき、算定されますが、その算定方式は、進水後の年数が経過するに従って低くなるように設定されており、現行の基準では代船建造又は購入に見合うだけの保険金が得られず、建造等が困難となるという意味です。

○評価基準の改定とは

保険価額の算定のあり方を見直しを指します。

○総トン数100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険制度は、「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、これらの損害を補填して漁業経営の安定を図ることが目的です。

現在、普通損害保険の加入漁船のうち総トン数100トン未満の義務加入又は集団加入船の場合、国が保険料の国庫負担を行っていますが、この国庫負担を総トン数100トン以上の漁船にも適用していただくべく、制度の改正が必要です。

◆(2)

○船主責任保険における最大保障額までの義務加入とは

「船主責任制限法」の改正により、船主が責任を持つ額が6億円に引き上げられています。また、沈没した漁船の引揚げ及び撤去には多額の費用が必要となります。このため最大補償額（総トン数100トン以上の漁船では20億円）まで義務加入とすることが必要です。

○そのための国の助成措置とは

船主責任保険金額が大幅に増額されれば、船主が支払う保険料の負担が大きくなることから、船主の負担軽減のため、国の助成措置を求めます。

【2 雇用対策の強化について】

○国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体とは

燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により、操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っている経営体を指します。

○もうかる漁業創設支援事業について事業者が取り組みやすくなるよう条件緩和とは

当該事業は、経営体質の強化に有効な事業ではありますが、省エネ、省人、省力化は既に自助努力で行われていることから、事業を活用するにはミニ船団化等の取組しか対応できない状況で、これは即漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組みでも改革計画として認定されるよう、条件の緩和を要望します。

○同じく、内容の充実とは

当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業の場合、天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を出すためには、技術の習熟や流通の改善等に相応の期間を要します。そこで、例えば、助成の期間の上限を延長できるような制度、また、水揚げ金額不足分の基金からの助成率について、状況に応じて引き上げることが可能となるよう、制度の充実を要望します。

【3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について】

○適切な資源管理とは

漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、「資源管理・漁業経営安定対策」等をはじめとする、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。

○大臣管理漁業に対する適正操業指導とは

関連法令や許可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締りの強化はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。

○沿岸漁業との調和とは

沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を発揮させるためには、沿岸漁業者と沖合漁業者の相互理解を深め、調和と共存共栄を図る対策が必要です。

【4 日本政策金融公庫資金及び漁業近代化資金について】

◆(1)

○漁業経営改善計画の認定基準とは

漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれることです。

○日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金等を貸し付ける際の要件緩和とは

経営環境の悪化により漁船の更新が進まず、船齢が耐用年数を超過するなど生産構造の脆弱化から要件を満たせなくなっているため、上記の伸び率及び取得率にかかる漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が借入金の償還額120%以上を確保することが確実と見込まれることについて、要件緩和を望みます。

◆(2)

○漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額の拡充とは

まき網漁船の新規建造費用は本船で1隻13億円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の8億5,000万円では不足することから13億円への拡充を要望します。

まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

○償還期間の延長とは

現在の償還期限は、15年以内（うち据置3年以内）となっているため、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期限の延長を望みます。

19 資源管理・漁業経営安定対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

資源管理・漁業経営安定対策をより実効性のあるものとするため、次の見直し措置を講ずること

1 資源管理・収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）

- ・基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を行うこと。また、基準収入を下回った場合は、その全額を補てんの対象にできる制度とすること
- ・漁獲共済の加入促進のため、義務加入にかかわらず定率の国庫補助を行うこと
- ・本対策の対象となっていないトラフグとクロマグロの養殖1年魚、アサリ養殖及び積立ぶらすの対象となっていない真珠養殖について、本対策が活用できるよう対象魚種を拡大すること
- ・漁場改善計画への適正養殖可能数量の見直しを行うこと

2 コスト対策（漁業経営セーフティーネット構築事業）

- ・平成24年度から補てん基準の引き下げ、積立単価の選択並びに積立金の分割納入が可能となり、制度の一定の改善は図られている。しかしながら、より実効性を高めるために、補てん基準について基準価格を燃油が高騰し始める平成16年4月以前の価格水準まで引き下げる
- ・積立金の負担が漁業者：国＝1：1となっているものを、国の負担を引き上げて1：3とし、より多くの補てん金が支給されるようにすること

資源管理・漁業経営安定対策の概要

【平成25年度概算決定額 資源管理・収入安定対策:33,830(41,933)百万円
漁業経営セーフティーネット構築事業:3,500(1,872)百万円】



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 国は、平成23年度から、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用した収入安定対策と、燃油等の価格高騰対策として平成22年度から実施中の「漁業経営セーフティネット構築事業」によるコスト対策を組み合わせた総合的な経営安定対策を実施しています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

1 資源管理・収入安定対策

- ・ 収入安定対策（事業名：資源管理・収入安定対策）における「基準収入」の算定は、直近5年の漁業収入のうち、中庸3ヵ年の平均を用いることとなっていますが、漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補てんを受けることができなくなります。また、収入安定対策は、基準収入から一定以上の減収が生じた場合に、漁業共済（原則8割まで）と積立ぶらす（原則9割まで）でこれを補てんする制度となっていますが、現在のように漁獲収入が漸減傾向にある場合、厳しい経営状況にある本県漁業者にとって、減収部分に対する完全な補てんがないことは、経営安定対策という本来の目的の達成には至らないのではないかと考えられます。
- ・ 漁業の経営状況が非常に厳しい中、共済の掛金負担に割高感があることが、加入が進まない大きな要因となっていることから、単独加入の場合も定率の国庫補助により加入を促進する必要があります。
- ・ 現在、トラフグ、クロマグロにおいては、もっとも経営リスクが高い養殖1年魚が対象となっていないことから、経営安定のためには1年魚についても共済の対象とする必要があると考えられます。また、漁業共済対象となっていないアサリ養殖業を営む漁業者は、本対策を活用することができないため、漁業者間での不公平感が生じるおそれがあります。
- ・ 現在、真珠養殖漁業は、近年の価格の低迷により厳しい経営環境にあります。真珠養殖業は積立ぶらすの対象となっていないことから、持続的な経営安定のためには真珠養殖業についても、積立ぶらすの対象にする必要があると考えられます。
- ・ 魚価安傾向が続く中、現在の適正養殖可能数量の設定方法では、活け込み数量を大幅に減少せざるをえないことから、中小養殖業者、マグロ養殖業者にとって経営への影響が強いことが対策への参加が困難である原因と考えられます。
よって、適正養殖可能数量の算出方法の見直しが必要と考えられます。

2 コスト対策

- ・ 漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティネット構築事業が実施されていますが、燃油等の高止まりのため長期にわたり漁家の経営を圧迫している状況であるため引き続き効果ある制度への改善が必要です。
- ・ 平成24年度から補填の発動基準の見直しが行われていますが、燃油高騰が深刻になった時期の平均値であるため補てん額が小額となっており、漁業者が考える高騰以前の価格とは未だ大きな差があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 資源管理・収入安定対策及びコスト対策をより実効性のある制度とするため、本対策に次の見直しを講じていただくよう要望します。
 - ①基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を望みます。また、基準収入を下回った場合は、その全額を補てんの対象とすることを望みます。
 - ②漁獲共済への加入を促進するため、義務加入に係わず定率の国庫補助を行うことを望みます。
 - ③トラフグ、クロマグロの養殖1年魚やアサリ養殖漁家も本対策を活用できるよう、漁業共済対象魚種等の拡大を望みます。
 - ④真珠養殖漁家が本対策を有効に活用できるよう、積立ぶらすの対象魚種等の拡大を図ることを望みます。
 - ⑤該当水域の水質等が、漁場環境の目標に定める基準値より一定基準以上をみたしている場合には、適正養殖可能数量の算出方法の見直しを要望します。
 - ⑥漁業経営セーフティネット構築事業の平均価格の計算根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げることが望みます。
 - ⑦積立金における国の負担率を引き上げて、漁業者：国＝1：3とすることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 収入安定対策における減収対策を充実させることにより、本県漁業者の更なる経営安定が図られます。
- ・ 本対策をより多くの漁業者が活用できるようになります。
- ・ 燃油や養殖用配合飼料の価格の変動による経費負担が軽減され、水産物の安定供給と漁業・養殖業の経営安定が図られます。

20 水産基盤整備及び農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

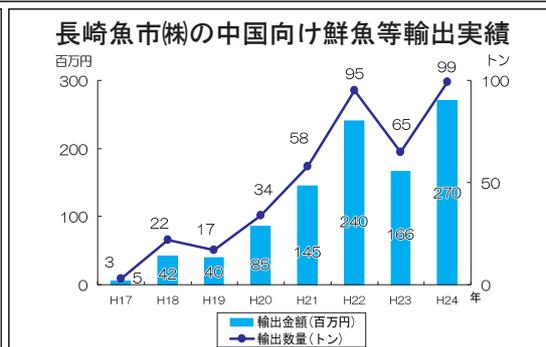
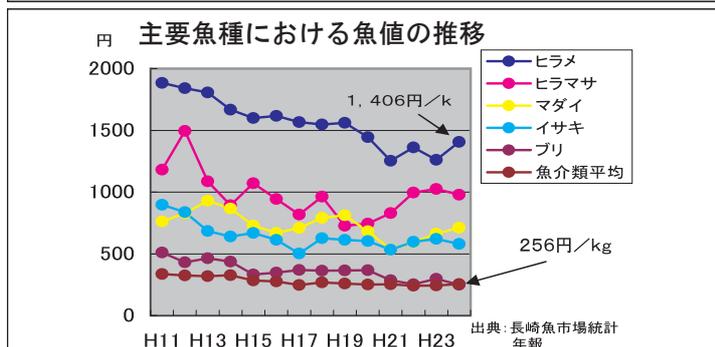
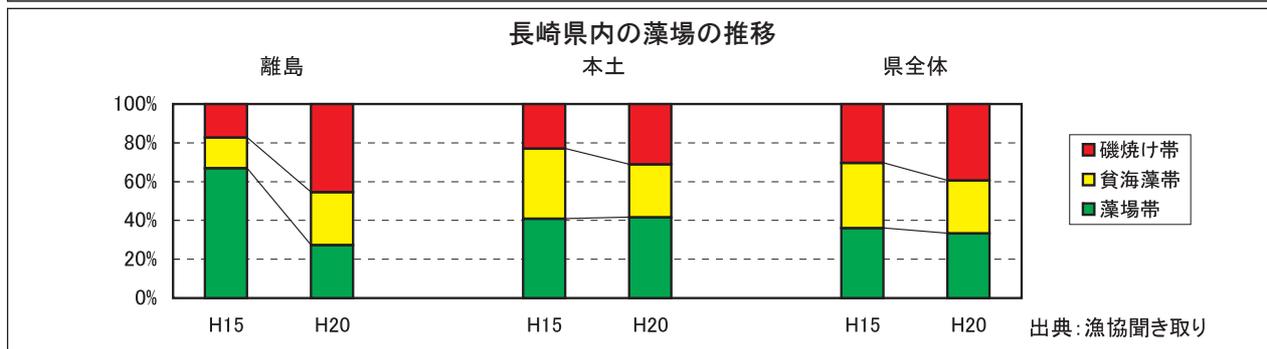
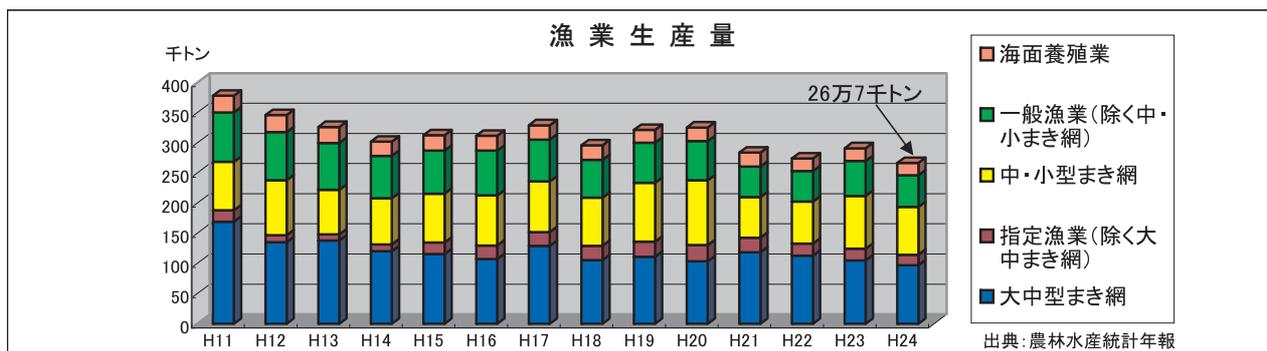
＜水産基盤＞

- 総合的な水産基盤の整備を促進するための必要な財源の確保を図ること
 - ・特定第3種長崎漁港における水揚げから流通までの高度衛生管理体制の早期整備
 - ・自然災害対策に必要な予算の確保
 - ・水産資源の維持回復を図る藻場の整備と連携した藻場対策等ソフト事業の拡充
- 国直轄による新たな大規模漁場整備の促進を図ること

＜農業生産基盤＞

- 農業所得向上のための規模拡大や担い手の確保並びに農業・農村の持続的発展に必要な不可欠な農業農村整備事業を促進するため、当初予算の大幅な増額を図ること
- 持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のため、規模拡大や流通の合理化など、構造改革に必要な生産施設整備予算を当初予算において、確実に確保すること

＜水産基盤＞



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国有数の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、水産資源を守り育てる藻場や増殖場の整備、並びにこれと連携した藻場対策等ソフト事業の拡充（磯焼けに関する広域・詳細調査、施設整備後一定期間のソフト事業の実施等）、効率的な漁獲を行う魚礁漁場の整備、高齢者や女性にも配慮した就労環境改善のための施設（防暑施設・浮体式係船岸）整備、高度衛生管理対策や、想定される自然災害に対応するための防波堤や護岸の施設整備（新設・改良）など、生産基盤の整備や水産物流通機能の高度化を推進し、漁業の生産性及び所得の向上を図るとともに、安全・安心な漁村の形成を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・国における平成25年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年度比104.5%であり、近年の減少傾向に歯止めがかかったものの十分とは言えず、未だ低位の水準にあります。（H24比 104.5%；H21比 60.1%）

→ 本県では、国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場整備長期計画2012」において水産資源の回復を図るための沿岸域での増殖場整備や、継続的な漁業生産量確保のための魚礁漁場の整備、長崎漁港における高度衛生化対策、想定される自然災害に対応するための施設整備等の必要な基盤整備を計画的かつ効果的に行うこととしています。

また長崎漁港では、国の高度衛生管理基本計画に基づき、水産物の水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の確立を図るなかで、岸壁の耐震化による安定した陸揚げ機能の確保と共に、水産物の陸揚げ・出荷作業の効率化・省力化を図った高度に衛生管理化された荷捌所や流通機能を担う諸施設の一体的な整備を国の水産基盤整備事業の中で実施していく必要があります。

- ・平成25年度の「農山漁村地域整備交付金」は、「地域自主戦略交付金」が廃止されたことから対前年比1173.6%と大幅に増額されましたが、水産基盤整備予算の確保が可能かどうか不透明な状況です。

→ 平成24年度での交付金の本県への配分は、対要望比約70%にとどまっています。

- ・国直轄による大規模漁場整備は、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、設置について関係者の調整が図られた五島西方沖の整備が平成22年度から着手されました。

→ 水産資源の生産力の向上と水産物の安定供給の確保のため、五島西方沖地区（H22～26年度）の着実な実施と、同地区に続く本県周辺海域での新たな整備着手が必要です。

- ・藻場の経年的、季節的变化が十分把握されていません。また、食害生物の駆除や母藻の設置等の藻場対策は、施設整備後、効果発現までに一定期間を要するため地元負担が大きいことが課題となっています。

（参考）平成25年度政府予算額（国費）

水産基盤整備	72,149百万円（対前年度比 104.5%）
農山漁村地域整備交付金	112,828百万円（対前年度比 1173.6%）
地域自主戦略交付金	0百万円（廃止）

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・本県水産業の振興に必要な水産基盤整備が着実に実施できるよう、交付金を含め、予算の総額を確保すること。
- ・長崎漁港の一体的な高度衛生化対策を進めるために、流通機能を担う関連施設・設備についても国の補助対象とすること。
- ・本県水域の磯焼け地帯の詳細な把握。施設整備とあわせて5～10年の間、藻場対策等ソフト事業を継続すること。
- ・五島西方沖地区の直轄漁場整備にかかる必要な予算を確保すること。
- ・五島西方沖地区に続く本県周辺海域の直轄漁場整備に向け取組を促進すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場長期計画2012」に基づく、必要な基盤整備の計画的かつ効果的な実施。
- ・特定第3種長崎漁港における水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の早期確立。またそれを通じた東アジア向け水産物輸出の増大。
- ・五島西方沖地区漁場の平成26年度完成と、それに続く本県周辺海域の整備による水産資源の生産力向上と水産物の安定供給の確保。
- ・詳細な磯焼け情報並びに継続的な藻場対策の実施による効果的な藻場の維持・回復の推進。

<農業生産基盤>

予算縮減前の平成21年度予算との対比

【農林水産省一般公共事業当初予算】

H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度
 9,760億円→6,370億円→5,002億円→4,703億円→6,314億円
 対H21比 65% 51% 48% **65%**

【強い農業づくり交付金予算】

H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度
 244億円 → 144億円 → 31億円 → 21億円 → 244億円
 対H21比: 59% 13% 9% 100%

事業実施地区、新規予定地区の計画的実施に支障

【水田・畑の基盤整備】

H25～H29新規要望地区 14地区

【老朽ため池改修】

H25～H29新規要望箇所 62箇所
 ※市町と協議した5カ年の管理計画より

【共同利用施設の整備】

H26～ 新規要望地区 11地区

農地の状況

長崎県は全国と比較して農地の整備が遅れている

整備率	長崎県	全国平均
水田	29.8%	< 61.7%
畑	54.1%	< 73.3%

基盤整備の効果

基盤整備を契機とした新規作物導入による野菜産地の形成

○雲仙市山田原地区→ブロッコリーの新規導入

【畑地整備後の状況】

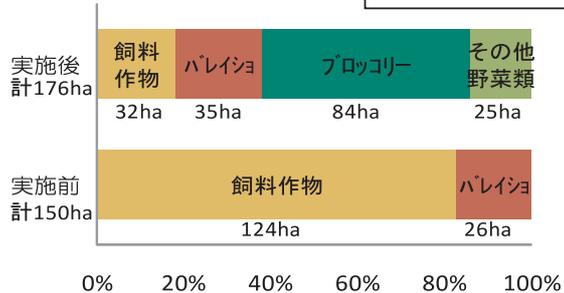


工期	平成9年度～平成21年度
総事業費	3,171,256千円
受益面積	99ha
受益戸数	334戸
事業概要	区画整理 A=99ha 畑地かんがい A=97ha
管理主体	山田原土地改良区



九州有数のブロッコリー産地が形成
 作付面積 84ha 産出額265,000千円

【作付面積割合の変化】



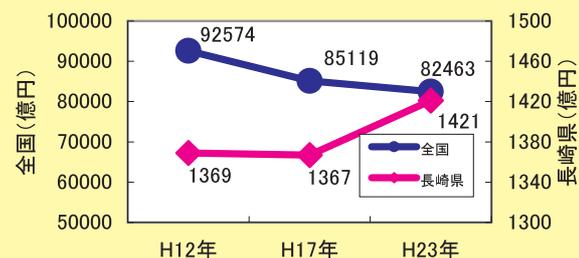
【JA出荷施設での氷冷蔵詰作業】



農業産出額の推移

・平成23年の本県農業産出額は1,421億円で、全国的に減少傾向にある中、施設園芸や肉用牛などの伸びにより、近年増加傾向で推移。

☆施設面積の伸び率
 全国第2位(H7年/H17年)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、施設園芸や畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、農林業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化など構造的な課題に加え、燃油、飼料、資材価格の高止まりなど多くの課題を抱えています。

このため、生産性の高い優良農地の確保や農産物輸送コストの縮減に資する農地及び農道の整備、施設園芸や畜産の生産性向上や生産体制強化につながる施設等整備などの生産基盤整備により、農業の規模拡大、生産性向上、高付加価値化を進め、所得向上を図ることで意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備していく必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・本県においては、農地の基盤整備の遅れが土地利用型農業の展開や担い手農家の規模拡大の支障となっており、農業所得向上のためには農地の基盤整備、中でも特に畑地の整備が急務であります。

しかしながら、農林水産省の一般公共事業当初予算は、平成22年度から大きく削減されており、平成25年度当初予算でも削減前の平成21年度予算との比較で、約6割までしか回復しておらず、本県の農業農村整備事業の計画的推進に支障を生じる恐れがあります。

・社会情勢に対応する持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のためには、農業所得向上を目指す大規模経営体を育成し、地域農業の中心となる担い手として早期に経営を安定させる必要があります。

(参考)

・農林水産一般公共事業費における25年度と21年度の当初予算の比較

H25→6,314億円

H21→9,760億円

$\bigcirc 6,314 / 9,760 = 64.7\%$ にとどまっている。

※前年度の補正予算を含めて比較すると

H25+H24補正→11,369億円

H21+H20補正→10,417億円

$\bigcirc 11,367 / 10,417 = 109.1\%$ が措置されている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・本県の農業農村整備事業が計画的に推進されるよう、当初予算において必要な予算の確実な確保を求めます。

・生産施設や省力化機械、集出荷貯蔵施設等の整備などの構造改革を加速化させるため、当初予算において必要な予算の確実な確保を求めます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく、必要な農地の基盤整備及び生産施設整備の計画的かつ効果的な実施が可能となります。

(参考)

・今後の水田・畑の基盤整備計画（平成25年度～平成29年度新規予定箇所）

有喜南部地区（諫早市）の畑の区画整理など14地区 約600ha

・今後の老朽ため池の改修計画（平成25年度～平成29年度新規予定箇所）

平戸市など 62箇所

・今後の主な共同利用施設の整備計画（平成26年度以降、新規予定箇所）

生産技術高度化施設（諫早市）等 計11件

21 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

＜本明川ダム建設事業＞

本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダムの建設の促進を図ること。

＜石木ダム建設事業＞

川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水不足の解消のため、石木ダム建設事業を促進する必要な予算の確保を図ること。

＜本明川ダム建設事業＞

抜本的な治水対策の推進

洪水時、本明川ダムにダム上流の洪水を貯留することにより、諫早市街地にて、諫早水害相当の洪水を安全に流下させることが可能となるよう洪水調節を行います。また、本明川ダムにより、ダム下流の農業用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持に必要な流量を補給します。

ダムサイト予定地近景



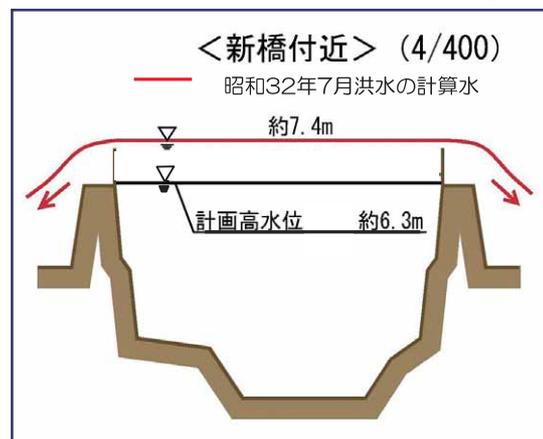
S32. 7. 25

主な洪水被害状況 (諫早市)

日雨量	588mm
死者	494名
行方不明	45名
床上下浸水	3,409戸



八天町の被災状況



平成11年 7月23日
主な洪水被害状況(諫早市)
日雨量 325mm
床上浸水 300戸



昭和57年 7月23日
主な洪水被害状況(諫早市)
日雨量 455.8mm
死者 3名
床上下浸水 2,408戸



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

諫早市においては、昭和32年の諫早大水害にて死者494名・行方不明45名という甚大な被害が発生しています。昭和57年及び平成11年にも多数の家屋が、浸水被害を被っています。このように、本明川は、過去において何度も洪水による氾濫を繰り返し、下流部は住家が密集し、諫早市街地の川幅を現状より広げることが困難なため、本明川の河道掘削・築堤などの河川改修と併せて本明川ダムによる総合的な洪水対策が必要です。

また、流域は平坦地に乏しく、ひとたび渇水になると河川の流量が枯渇し、農業用水等の既得用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持の確保が困難になることから、本明川ダムにより必要な流量を補給します。

このため、洪水対策、望ましい河川の流量のなど両面に大きな効果を持つ本明川ダムの早期建設に、大きな期待が寄せられています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・本明川ダムにつきましては、平成22年9月28日に国土交通大臣より九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討について指示がなされ、ダムの検証が進められていますが、早期にダム検証の対応方針が決定され、本明川の抜本的な洪水対策、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保のために不可欠な本明川ダム事業の建設促進が喫緊の課題です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・全国的な気候変動によるゲリラ豪雨の発生、頻発する渇水被害等を踏まえ、県民の安全・安心な生活を守るために本明川ダムの事業促進を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となります。

＜石木ダム建設事業＞

洪水から住民の生活を守ります

○石木ダムと既設の野々川ダムとで、毎秒270トンの水を低減させることにより下流の川棚町市街地を守ります。



○川棚町における過去の主な被害状況

○昭和23年	9月11日	床上浸水	800戸	床下浸水	1,200戸
○昭和31年	8月27日	床上浸水	251戸	床下浸水	550戸
○昭和42年	7月9日	床上浸水	15戸	床下浸水	113戸
○平成2年	7月2日	床上浸水	97戸	床下浸水	287戸



川棚駅前交差点付近



佐世保市の水不足を抜本的に解消します

○佐世保市の新たな水源として、日量4万トンの水道用水を供給します。

○佐世保市の主な渇水

時間給水制限

○平成6年8月1日～平成7年4月26日
：日本一厳しい給水制限264日間
(6日間隔日給水、4日間隔日5時間給水)

減圧給水制限

○平成17年7月2日～9日：8日間
平成19年11月23日～平成20年4月30日：160日間



佐世保市は、過去20年間に水不足の心配がなかったのは9年、残り11年は渇水の危機に瀕し、内3回は給水制限を実施

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・川棚川流域では、これまで幾度となく災害を受けてきました。主な災害としては、昭和23年9月、昭和31年8月、昭和42年7月、及び平成2年7月などであり、近年の平成2年7月23日の梅雨前線豪雨では、川棚町全体で床上浸水97戸、床下浸水287戸の甚大な被害を受けています。
- ・佐世保市は、安定水源の供給能力が不足しているため、慢性的な水不足に陥っており、毎年のように渇水の危機に瀕しています。特に平成6年の渇水では、264日間もの給水制限を実施するなど、市民生活及び経済活動に多大な影響を与えました。
- ・石木ダムは、川棚川水系の河川整備計画に位置づけられており、川棚川の抜本的な治水対策と渇水被害に悩む佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには、必要不可欠な事業です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・石木ダム事業の検証については、平成23年7月に長崎県として事業継続の方針を決定し、国土交通省へ報告し、国においても、有識者会議等の意見を踏まえ、平成24年6月に「補助金交付を継続」とする対応方針を決定されております。
- ・平成21年11月に国へ申請している事業認定についても、平成25年3月に公聴会が開催されたところであり、今後、手続きが進められるものと考えております。
- ・川棚町民、佐世保市民の安全・安心な暮らしを守るために、石木ダムの早期の完成が望まれており、事業工程に基づく適切な予算配分が課題となっております。

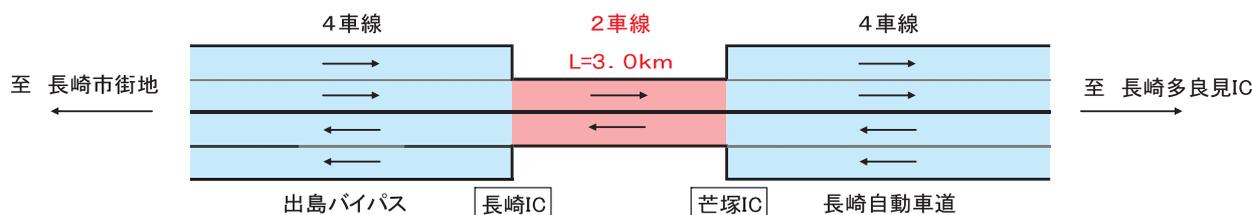
【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ダムによる抜本的な治水対策及び水資源の確保対策を早期に実施する必要があるため、事業工程に基づく適切な予算配分を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・早期の石木ダムの完成により、川棚町民、佐世保市民の暮らしの安全・安心が図られます。

長崎芒塚～長崎多良見間 4車線整備後の状況



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

九州横断自動車道の長崎～長崎多良見間は、長崎観光の主要なアクセス道路であり、交流人口の拡大に重要な役割を果たすとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を担っています。

当該区間は平成16年3月に暫定2車線で供用しましたが、トンネル区間が全体の約6割を占めているため、対面通行時の危険性が高く、規制速度は70km/hに制限されて、安全性・高速性に課題を残しています。

こうしたことから、平成21年4月に国幹会議で4車線化が認められ、政権交代後には執行停止となりましたが、平成24年4月には既存道路の走行性や安全性の向上を図るため、事故が頻発している長崎芒塚～長崎多良見間について4車線化事業を開始することとなりました。

しかしながら、長崎～長崎芒塚間については、4車線化が見送られております。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

上記のように安全性・高速性に課題を残すとともに、暫定2車線区間でひとたび事故等が発生すると、長時間全面通行止めとなるほか、市内の道路交通も含めて大渋滞となります。

実際に死傷事故率を見ると、4車線区間（県境～長崎多良見間）の5.4件／億台キロに対し、暫定2車線区間（長崎～長崎多良見間）は11.3件／億台キロと2倍以上高い状況にあります。

長崎を代表するお祭りの一つであるランタンフェスティバルの開催期間中には、2年連続で事故による交通規制が行われたため、市内各地で渋滞が発生し、市民生活や観光客のアクセスに多大な影響を及ぼしました。

また、平成23年2月に長崎南環状線が開通し、長崎港臨海部からの物流などによる交通需要が高まっており、当該区間の安全性・高速性の向上がさらに求められています。

さらに、海外からの大型クルーズ客船の寄港数が増加傾向にあり、多くの誘客が見込まれるため、長崎港から県内外の主要都市への高速性・定時性の確保が非常に重要になります。

このような中、今回事業化が見送られた長崎～長崎芒塚間は、延長約3.0kmのうちトンネル延長が約2.6kmと約85%を占めており、さらには広域的幹線道路ネットワークでありながら、全国にも類を見ない、4車線区間に挟まれた2車線区間のボトルネックとなることから、安全性・高速性に課題を残していることはもとより、大災害時にネットワークが担うべき緊急輸送機能を大きく低下させる可能性があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・広域的幹線道路ネットワークにおける安全性・高速性を確保し、大災害時の緊急輸送機能を確保するため、長崎芒塚～長崎多良見間の4車線化事業の予算を確保し着実に促進するとともに、長崎～長崎芒塚間の4車線化の早期事業化を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・対面交通の解消による安全性・高速性の向上、交通の隘路解消、事故による交通不能リスクの低減などを図ることにより、観光の振興や物流の効率化を支援します。また、併せて災害時の緊急輸送機能が強化されます。

23 命と暮らしを守り災害に強い、安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 防災能力を高め、県民の生命・財産を守る予算の確保を図ること
 - ・ 治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業
 - ・ 海岸事業
 - ・ 住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震化）
- 2 災害発生時における交通ネットワークの確保のため、予算の確保を図ること
 - ・ 道路災害防除事業、橋梁補修事業
 - ・ 港湾改修（防災安全対策）事業
- 3 老朽化する社会資本を健全に維持し、安全安心を確保するため、維持補修事業に関する施策拡大（適用拡大）を図ること
 - ・ 河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業の交付金化
 - ・ 砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和
 - ・ 港湾施設の補修事業における県負担分の起債対象
 - ・ 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の予算確保

【長崎県の公共事業費の推移】



長崎県の公共事業費は、ピーク時(H10)より50%も減少している

※安全・安心のために必要な社会資本整備はまだまだ十分な状況ではありません

※地域自主戦略交付金、全国防災を含む。 直轄負担金及び災害復旧費は除く
 ※平成23年度までは決算
 ※平成24年度は予備費第2弾まで+補正
 ※平成25年度は当初予算

【部門別の維持補修事業】

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④県債	⑤一財	③市町費	
河川		補助事業なし					交付金の適用
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和
港湾		1/3~45%	41~50%	0%	41~50%	14~17%	県負担分を起債対象

※老朽化する社会資本の適正な維持管理のため、維持補修事業における施策の拡充（適用拡大）を強く要望します。





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・本県はこれまで幾度と無くゲリラ豪雨による洪水被害に見舞われ、近年でも毎年のように浸水被害が生じていることから、河川改修による治水対策の推進が必要です。
- ・防災・減災や老朽化対策はもちろん、災害時の交通ネットワークを支える必要な社会資本整備は、まだまだ十分な状況ではなく、継続的かつ安定的な予算の確保が必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 1 「防災能力を高め、県民の生命・財産を守る」予算の確保
山地が多い上に梅雨前線に伴う豪雨や台風の常襲地帯に位置している本県においては、防災能力を高め、県民の生命・財産を守り、安全安心な生活を確保することは喫緊の課題となっています。
- 2 「災害時の交通ネットワークを確保する」ための予算の確保
自然災害に備えて、住民の迅速な避難や緊急物資の輸送を確実にできる、道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化が急務となっています
- 3 「老朽化する社会資本を健全に維持し、県民の安全安心を確保する」ための施策の拡充
河川においては、老朽化対策・維持補修に対して、事業メニューが全く整備されていない状況です。また、砂防、港湾施設についても、施設を健全に維持するためには交付金等の施策拡充が課題となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 「防災能力を高め、県民の生命・財産を守る」ための予算の確保
 - ・河川改修事業による治水対策の推進のため、予算の確保が必要です。
 - ・土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい状況であり、砂防事業の推進のため予算の確保が必要です。
 - ・本県の海岸線延長は全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中していることから、高潮被害等から県土と地域住民を守るために予算の確保が必要です。
 - ・防災上、住環境上の問題を抱える密集斜面市街地の改善や老朽建築物の密集した市街地での拠点施設の整備並びに建築物の耐震化を推進するために予算の確保が必要です。
- 2 「災害時の交通ネットワークを確保する」ための予算の確保
 - ・道路の防災対策や橋梁補修事業を重点的に推進していくための予算確保が必要です。
 - ・本県は多くの離島を有しており、被災時は緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況であり、耐震強化岸壁の整備が急務となっています。
- 3 「老朽化する社会資本を健全に維持し、県民の安全安心を確保する」ための施策の拡充
 - ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業に対する交付金適用の拡大をお願いします（交付金化）
 - ・砂防、地すべりに関する緊急改築事業の採択基準の見直しをお願いします（緩和）
 - ・港湾施設の補修事業の採択基準の見直しをお願いします（起債対象）
 - ・公営住宅の長寿命化計画に基づき適切な予算の確保をお願いします（予算確保）

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・洪水被害の軽減、急傾斜地の崩壊対策、高潮対策、耐震対策の進捗が図られます。
- ・災害時の避難路の確保が可能となるなど、県民の安全・安心が図られます。
- ・県内全域の緊急物資輸送のネットワーク構築が図られます。
- ・老朽化する社会資本の維持補修において、計画的かつ効果的な実施が図られます。

24 離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について

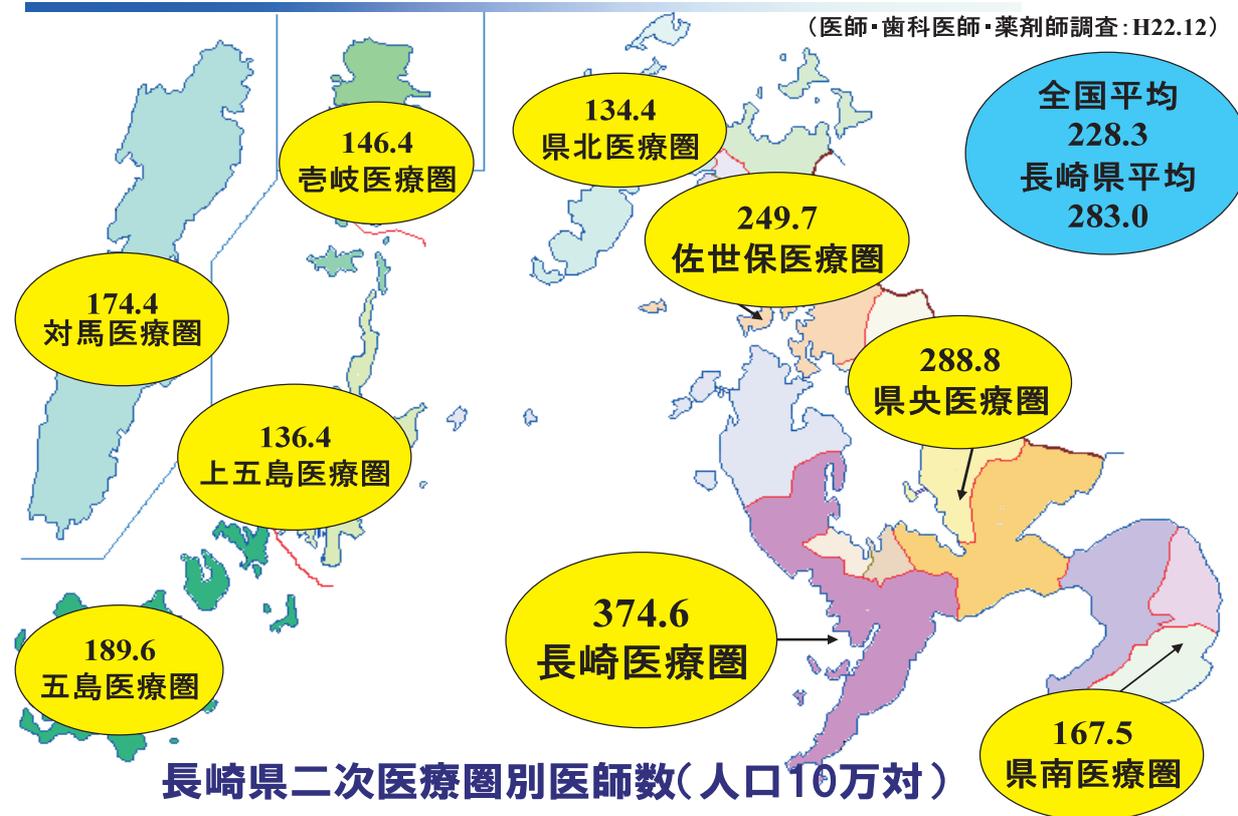
【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築や卒後研修制度の見直しを行うこと
- 2 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと
- 3 離島・へき地における医療提供体制整備等のため「特定行為に係る看護師の研修制度」における指定研修に「一定期間の離島・へき地病院等での研修」を取り入れること
- 4 離島における看護職員確保のため、離職防止及び資質向上対策に係る費用の助成制度を創設すること

長崎県の医師偏在の状況

(医師・歯科医師・薬剤師調査：H22.12)



離島の公立病院等の看護職員数及び資格取得状況 H24. 12. 1現在 長崎県病院企業団等調べ

病 院 名	看護職数	職 種				資 格 等		
		保健師	助産師	看護師	准看護師	専 門	認 定	備 考
五島中央病院	137	8	4	118	7	0	1	摂食嚥下障害看護
富江病院	21			19	2	0	0	
奈留病院	17			13	4	0	0	
上五島病院	93		6	76	11	0	1	がん性疼痛看護
有川医療センター	7			6	1	0	0	
奈良尾医療センター	9			8	1	0	0	
壱岐市立市民病院	99		5	84	10	0	0	
対馬いづはら病院	102	5	7	77	13	0	0	
中対馬病院	61	1		50	10	0	0	
上対馬病院	39		3	31	5	0	0	
計	585	14	25	482	64	0	2	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。

本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。

加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中が進み、地域偏在・診療科偏在の一因となっています。

今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくもの思われますが、効果が現れるまでは長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままで、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。

そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の勤務経験を評価する方法などが必要となります。

医師不足は、看護職を初めとした多職種が関わり合う医療提供体制にも影響を与えており、「特定行為に係る看護師の研修制度」の導入をはじめとしたチーム医療の推進は、少ない人材や特有の環境に置かれている離島・へき地における医療提供体制の整備には欠かすことの出来ないものと考えられます。

離島地域における看護師の確保は難しく、特に離島の基幹病院において、定員に対する常勤看護職員の不足状況が続いています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、諸外国に倣い、地域別や診療科別で必要とされる医師の適正数・適正配置の設定など、離島・へき地への勤務を促進するような国家レベルでの誘導策を検討することが必要であると考えます。
- ・離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするためには、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件についての見直しが必要であると考えます。
- ・離島・へき地においては、医師不足等に対応できるチーム医療が求められていると同時に、プライマリーケア等の実践研修等が可能であることから、「特定行為に係る看護師の研修制度」における指定研修に「離島・へき地での研修」を組み込んだシステムの構築が必要と考えます。
- ・看護師の確保が困難な離島地域では、人事交流や研修、教育基盤の整備などによる離職防止対策及び確保・資質向上対策の充実が必要であると考えます。

《医師の地域偏在是正についての諸外国の取組》

①フランス

国が地域や診療科ごとに必要な医師数を調査し、病院ごとに受け入れる研修医の数を決定する。医学生は卒業時に国の試験を受け、成績上位の順に、希望する診療科や地域で研修できる。

②ドイツ

州の医療圏ごとに人口当たりの医師の定数を設け、定数の110%を超える地域では保険医として開業できない。

③アメリカ

各科の卒後研修プログラムは卒後医学教育認可評議会が定めた全米統一規格で実施されている。各科別に経験症例数、研修年限、定員の決まった認定施設で研修を終わらなければ専門医資格が取れない。すなわち、国レベルで専門医の定数が定められている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・離島・へき地地域の医師確保のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置を促進する新たな法整備や、初期研修（2年間）修了後、後期研修の一環として1年間、離島・へき地病院等で実際に臨床経験を積む選択制の「公益研修」の設定など卒後研修制度の見直しを行うこと。
- ・現在、国で進められている専門医に関する新たな仕組みの導入にあたっては、離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、取得条件の見直しを行うとともに、専門医認定のための基準の検討などに止まらず、医療を受ける側の視点も重視して実態調査も含めて、診療科偏在の是正を実現する仕組みを早急に構築すること。
- ・「特定行為に係る看護師の研修制度」における指定研修に、一定期間の「離島・へき地での研修」を取り入れること。
- ・本土医療機関からの看護師派遣、離島と本土間の人事交流のための経費や本土地域と離島地域の交流及び研修などを通じて「しまの医療・魅力を体験してもらう」ための事業に係る経費及び遠隔教育活用の基盤整備に係る経費への助成制度を創設すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・医師の地域偏在の早期是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- ・離島・へき地での勤務が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増え、診療科偏在の是正につながります。
- ・「特定行為に係る看護師の研修制度」における指定研修として、離島・へき地で臨床経験を積むことで、より自律的・的確な判断力と習熟した技術を修得でき、医師不足地域での医療提供体制を充実させることができます。
- ・医師不足が顕著な離島・へき地の病院においては、特定行為に係る看護師の指定研修を修了した看護師の果たす役割が他の地域よりも大きくなると考えられ、緊急応変的な判断や処置により、住民への早期治療（特定の医行為）が可能になり、制度創設の効果を発揮できます。
- ・離島地域における、量と質の両面において、安定的な看護職員の確保につながります。

25 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

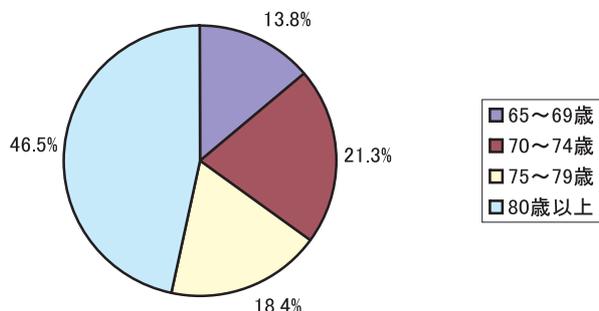
【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているため、保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 原爆症認定制度については、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済に資するよう、早急に制度を見直し、必要な措置を講じること
また、原爆症の認定審査については、より一層の迅速化を図ること
 - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているため、特定健康診査と同様とするなど健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善を図ること
 - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
 - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講じること
- 2 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断にがん検診を追加するなど内容の充実を図ること
また、被爆二世に係る健康状況の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業の充実を図ること

被爆者の年齢区分（県全体）（平成25年3月31日現在 単位：人、％）

総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
52,737	7,291	11,223	9,676	24,547
100.0%	13.8%	21.3%	18.4%	46.5%



【1 保健医療福祉事業について】

◆原爆症認定について

○被爆者救済に資するよう、早急に制度を見直すとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」において検討が行われているところですが、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済の立場に立った制度となるよう、早急に措置を講じていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

◆健康診断について

○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成24年度末の被爆者の平均年齢は79.33歳と高齢になってきており、被爆の影響によりがんなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、脂質検査、心電図などを追加して「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

◆援護対策について

○援護対策における所得制限の撤廃とは

現在、所得制限により、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じていますので、訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を撤廃していただくよう望みます。

○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善とは

認知症対応型共同生活介護をはじめ、介護保険等利用助成の対象外とされているサービスがあります。このため、すべての介護サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているので、全額国庫補助としていただくよう望みます。

◆施設・設備整備について

○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

原爆被爆者健康管理施設の施設整備に対する助成措置を講じていただくよう望みます。

◆原子爆弾小頭症について

○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しみ続けています。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきました。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

◆地方負担について

○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実を望みます。

【2 在外被爆者援護について】

○居住国における実情に即した援護措置とは

世界各国の医療保険制度の相違により、国内の被爆者に比べて十分な医療が受けられていない実情があります。については、在外被爆者の健康診断や医療に要する費用の支給について、早急に必要な措置を講じていただくよう望みます。

【3 調査研究の推進について】

◆遺伝的影響について

○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

（公財）放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査が平成22年度に再開されましたが、今後とも同調査の更なる充実が図られるよう望みます。

◆啓発活動について

○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すこと、並びに原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

【4 放射線被曝（爆）者医療国際協力事業について】

○長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者の救済を目的として、長崎県、長崎市、長崎大学、日本赤十字社長崎原爆病院、放射線影響研究所等が構成員となり、1992年（平成4年）に設立した組織です。

○事業への助成措置とは

ナシムでは、長崎大学や日本赤十字社長崎原爆病院と協力し、国外からの医師等の受け入れ研修及び専門家の派遣を行うとともに、ヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療における国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

【5 弔意事業について】

○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

【6 被爆二世について】

○被爆二世の健康診断内容の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
 - a がん検診（6項目）の追加
 - b 委託単価の改善
 - c 受診者に対する交通費の支給
 - d 健康診断結果の集計の公表

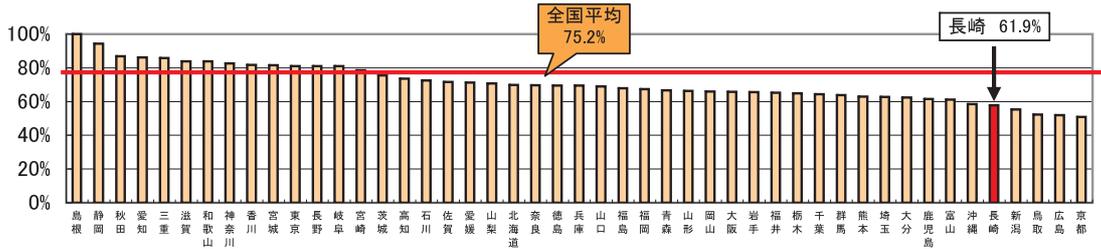
【7 被爆体験者支援事業について】

○被爆体験者支援事業の充実とは

被爆体験者は高齢化しており、継続的な支援が必要であることから、以下のことを望みます。

- ア 事業予算の確保
- イ 更新手続きの簡素化
- ウ 県外居住の被爆体験者、及び原爆投下時胎児であった被爆体験者に対する精神影響に係る科学的検証

全国の耐震化の状況(私立幼稚園) H24. 4. 1現在



【1 国庫補助について】

◆耐震化など施設整備に必要な財源の確保について

緊急性のある耐震化事業のみならず、老朽化対策事業や新增改築事業など安全・安心な学校づくりのための各種事業を計画的に進めていくためには、年度当初に国において必要な財源を確保することが必要です。

◆ I s 値0.3未満と同様の嵩上げ措置について

○ I s 値0.3以上0.7未満の施設とは

I s 値とは、建物の地震に対する強さを表す指標とされており、数値が低いほど耐震性能が低いとされています。国土交通省によると、I s 値0.3未満である建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされ、I s 値0.3以上0.6未満の建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性がある建物とされています。

なお、文部科学省では、I s 値0.7未満の建物の耐震改修を補助対象としています。

○ I s 値0.3未満と同様の嵩上げとは

地震防災対策特別措置法の改正（平成23年3月22日施行）により、I s 値0.3未満の校舎・体育館については、公立の場合は耐震補強の国庫補助率の1/2が2/3に、改築の国庫補助率の1/3が1/2に嵩上げされていますが、I s 値0.3以上0.7未満の施設の耐震補強については、嵩上げ措置が1/3から1/2であるため、耐震化を加速するためにはI s 値0.3未満と同様の嵩上げが必要です。

○私立学校・幼稚園施設の補助率について、公立学校と同率の補助とは

私立学校・幼稚園においては、耐震補強の補助率が、I s 値0.3未満の場合は1/2、I s 値0.3以上0.7未満の場合1/3と公立に比べて低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいことから思うように取組が進まない状況です。耐震化を加速するために公立学校と同率の補助が必要です。

◆私立の小中高等学校の改築工事について

認定こども園を目指す私立幼稚園の改築工事は国庫補助の対象となっていますが、私立小中高等学校の改築工事は補助対象となっておりません。

私立学校・幼稚園においては、工事に係る設置者負担が大きいため、県独自の耐震補強工事の補助制度に加え、平成23年度より私立小中高等学校の耐震改築も県独自補助の対象とする拡充を行ったところです。耐震化を更に促進するためには、私立小中高等学校の改築工事に対する国の財政支援が必要です。

◆非構造部材の耐震化について

東日本大震災を受け、学校施設の安全性の重要性が改めて認識され、天井材や照明器具の落下防止など非構造部材の耐震化推進も必要になっているため、国の更なる財政支援が必要です。

【2 耐震化のための地方財政措置について】

○公立学校の耐震化に必要な財源とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受けて設置者である市町が実施していますが、耐震化には多額の経費がかかるため、国庫補助以外の市町の財政負担も大きくなります。

設置者負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置も受けていますが、耐震化促進のためには一層の充実が必要です。

○現行の「全国防災事業」及び「緊急防災・減災事業」の継続とより一層の充実とは

実質的な地方負担額の縮小のため、現行の「全国防災事業債」（地方負担の100%充当、交付税80%）及び「緊急防災・減災事業債」（地方負担の100%充当、交付税70%）の適用を継続・拡充することにより、一層の耐震化の促進が図られます。

○私立学校・幼稚園施設の地方単独補助に対する、地方財政措置の対象とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受け、設置者である市町負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置を受けています。

児童生徒の安全・安心な教育環境づくりは公私の区別なく進める必要があります。私立学校の耐震化にかかる地方単独補助へ財政措置を講じることで、私学耐震化の一層の促進が図られます。

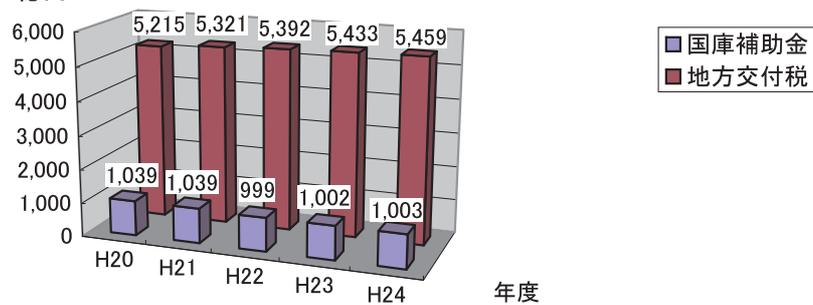
27 私学助成の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、地方交付税措置の充実を図ること
 - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた補助金の特別加算措置を設けること
 - (4) 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を追加交付し、基金を延長すること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を図ること

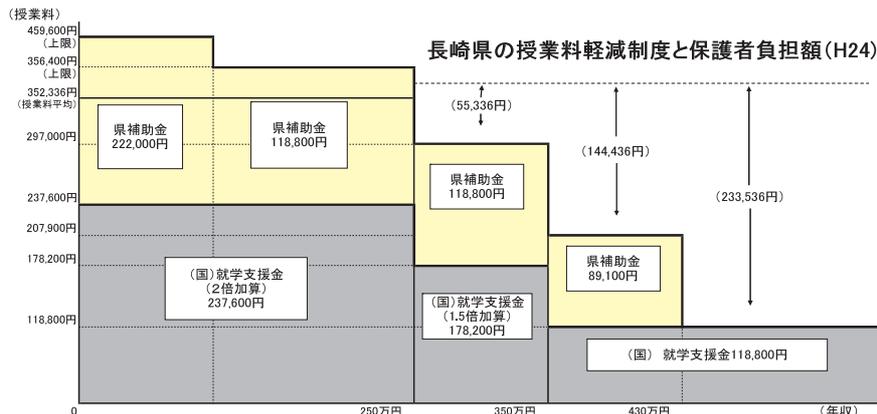
単位：億円 私立高等学校等の経常費助成に係る財源総額の推移



国の生徒一人当たり補助単価の推移

(単位：円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	
高等学校	国庫補助金	52,325	52,743	52,743	52,905	52,958
	地方交付税	242,800	248,200	253,400	255,900	257,300
	計	295,125	300,943	306,143	308,805	310,258
中学校	国庫補助金	45,726	45,772	45,772	46,087	46,133
	地方交付税	242,300	247,900	253,100	255,400	256,800
	計	288,026	293,672	298,872	301,487	302,933
小学校	国庫補助金	44,072	44,116	44,116	44,487	44,531
	地方交付税	242,300	247,900	253,100	255,400	256,800
	計	286,372	292,016	297,216	299,887	301,331
幼稚園	国庫補助金	22,408	22,587	22,587	22,619	22,642
	地方交付税	140,200	144,400	146,800	148,600	149,400
	計	162,608	166,987	169,387	171,219	172,042



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割以上が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ しかし、少子化の進行や長引く景気の低迷など、私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成22年4月より施行された公立高等学校に係る授業料の無償化に伴い、私立高等学校等については高等学校等就学支援金が措置されましたが、公私間の保護者負担格差は広がる一方です。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法について

- ・ 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- ・ 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

◆地域の実情に応じた助成の加算措置について

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の45%を占めており、100人未満の小規模校が4校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱であります。公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

◆高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の追加交付及び基金の延長について

- ・ 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により高校生修学支援基金を創設し、経済的理由による修学困難な高等学校等生徒に対する授業料軽減事業を実施していますが、高校生等の修学を取り巻く経済状況は依然として厳しく、このままでは基金が枯渇し平成26年度以降の事業継続に支障をきたす状況にあります。

◆高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充について

- ・ 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成24年度平均で352,336円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せし、年収430万円未満程度の世帯まで助成対象としていますが、それ以外の世帯は平均233,536円の保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の大幅な拡充が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園を含む）の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・ 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の追加交付及び平成27年度以降の基金の延長を望みます。
- ・ 高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化などへの学校施設・設備整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につなげることができます。
- ・ 家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

28 子ども・子育て支援対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、以下の事項に配慮すること
 - (1) 地方の実情を踏まえ、実質的な協議を行い、地方の意見を反映させること
 - (2) 移行にあたっては、国、県、市町の役割分担にあわせ、地方負担を含め、必要となる財源の確実な確保を行うこと
 - (3) 学校教育・保育の質の確保を含め、職員の配置基準の改善等サービスを向上させるよう配慮すること

- 2 子ども・子育て支援新制度が実施されるまでは、地域の実情に応じた子育て支援を推進できるよう、以下の措置を講じること
 - (1) 安心こども基金事業については、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の運用改善を図ること
 - (2) 放課後児童クラブについては、質の高い環境づくりのため、財政措置を拡充すること

- 3 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること。また、これが実現するまでの間、地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置を廃止すること

安心こども基金の概要

事業期間：25年度まで

単位：百万円

	基金配分額	平成21年度決算 時点での取崩額	平成22年度決算 時点での取崩額	平成23年度決算 時点での取崩額	平成24年度決算[見 込]時点での取崩額	平成25年度 当初	基金執行残 (当初後)
保育サービス等の充実	8,914	382	658	829	994	2,114	3,075
		66	31	4	237	534	
すべての子ども・家庭への支援	1,227	77	582	331	8	0	230
社会的養護の充実	419	49	65	84	75	95	49
母子家庭等対策(～H26)	1,013	27	75	257	319	267	70
子ども・子育て支援新制度施行に係る電子システム構築等事業	126	0	0	0	0	126	0
その他事業(都道府県事務費)	5	1	1	1	1	1	0
合計	11,704	602	1,412	1,506	1,634	3,137	3,424

(利息を含む)

○認定こども園 H25.4.1認定数50か所

○基金事業による保育所施設整備 H24年度 17カ所

【1 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施について】

○必要となる財源の確実な確保とは

子ども・子育て支援新制度においては、実施主体は市町村（基礎自治体）とし、社会全体での費用負担のため、消費税率の引き上げをはじめ、恒久財源の確保が前提とされており、地方負担分への財政措置を含め、必要となる財源の確保を確実にを行うことを望みます。

【2 地域の実情に応じた子育て支援の推進について】

◆安心こども基金事業について

○基金事業期間を延長し、必要な財政措置とは

保育所整備や認定こども園の整備及び事業費の確保、社会的養護の充実、ひとり親の自立支援等を推進するためには継続的な財政支援が必要です。

十分な事業効果が得られるよう、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を望みます。

○基金事業の運用改善を図ることとは

待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備、保育の質を向上させるための施設・設備整備、保育に欠ける欠けないに関わらない障害児保育や夜間保育等の実施など、認可外保育施設運営支援事業の弾力的な運用をはじめ、基金の運用改善を図ることを望みます。

◆放課後児童クラブについて

○質の高い環境づくりとは

適正な規模（概ね40人程度まで）、生活の場としての機能や衛生・安全面が確保されるのに十分な施設・設備の確保などが全体的に不十分な状況にあり、子どもたちにとって質の高い環境を作ることが必要です。

○財政措置の拡充とは

質の高い環境づくりや施設の耐震化を推進するためには、財政面の更なる充実が必要であり、補助額の増額及び国庫補助率の嵩上げを望みます。

【3 乳幼児に係る健康保険制度について】

○就学前までの一部負担金を無料にすることとは

小学校就学前の乳幼児の医療費については、社会保障と税の一体改革において、消費税対象経費となる社会保障4分野のひとつとして助成制度が検討されていますが、現在、乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各都道府県では、この一部負担金を対象に助成を行っています。しかしながら、財政力などに差があることから助成の内容が各団体によって異なっています。

本来医療については、全国どこに住んでいても、同じ条件で医療が受けられるよう、健康保険の一部負担金を無料にすることを望みます。

○地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合とは

乳幼児医療費の助成を保護者に支給するのではなく、健康保険の給付と同様に医療機関に直接支払う方法をいいます。

○国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止とは

国民健康保険では、医療機関の窓口での支払い額が乳幼児医療費助成の現物給付導入により減額される場合には、医療機関への受診が増加（国保の負担額が増加）するとの考えから、国庫支出金が減額されるため、この減額措置の廃止を望みます。

29 第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について

【文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、スポーツ基本法に定める共同開催者の責務として、開催経費の負担を大幅に増額すること

○大会の概要

大会名	第69回国民体育大会	第14回全国障害者スポーツ大会
コンセプト	基本目標：「長崎県らしい、魅力あふれる大会」 3つの視点：「文化・スポーツ融合国体」 「県民総参加国体」 「コンパクト国体」	1 『交流』 みんな！ひとつになろう！ 2 『感動』 みんな！輝こう！ 3 『挑戦』 みんな！はばたこう！
主催者	文部科学省、公益財団法人日本体育協会、長崎県	厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、長崎県
大会愛称	「長崎がんばらんば国体」	「長崎がんばらんば大会」
スローガン	「君の夢 はばたけ今 ながさきから」	
開催時期	平成26年（2014年）10月12日～22日	平成26年（2014年）11月1日～3日
開催経費	約74億円程度（うち運営費約56億円程度）	約17億円程度

○開催までのスケジュール



大会マスコット
「がんばくん」「らんばちゃん」

○地方スポーツ振興費補助（国民体育大会開催事業[本大会分]）予算の推移（百万円）

H21	H22	H23	H24	H25
379	368	350	350	350

○身体障害者福祉費補助（全国障害者スポーツ大会開催事業）予算の推移（百万円）

H21	H22	H23	H24	H25
55	55	55	55	55

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・スポーツ基本法において、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会は、国、開催都道府県が共同して開催する事業として明確に位置づけられており、国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、両大会の実施等に要する経費などの一部を補助することが定められています。
- ・しかしながら、両大会の開催に係る財政的負担のほとんどを開催都道府県が担っている現状にあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・平成26年開催の長崎国体は、「コンパクト国体」を掲げ、簡素・効率化を念頭に開催準備を進めているものの、大会の運営や競技施設の整備などに多額の支出が想定されます。
 - ・平成21年に実施された「行政刷新会議」の事業仕分けの結果、平成22，23年度予算が連続して減額、平成24，25年度予算においては、減額に歯止めがかかったものの、スポーツ基本法に定める共同開催の趣旨には程遠いものとなっています。
- また、全国障害者スポーツ大会についても、共同開催について、平成23年度に新たにスポーツ基本法に位置づけられたにもかかわらず、全く予算への反映がみられませんでした。

(参考)

○国における「地方スポーツ振興費補助（国民体育大会開催事業予算、本大会分）」の推移
(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
予算	379	368	350	350	350

※ 開催経費の見込み額に占めるH25予算の割合 4.7%

○国における「身体障害者福祉費補助（全国障害者スポーツ大会開催事業予算）」の推移
(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
予算	55	55	55	55	55

※ 開催経費の見込み額に占めるH25予算の割合 3.2%

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・スポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費に対する財政支援について、大幅な充実を図っていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

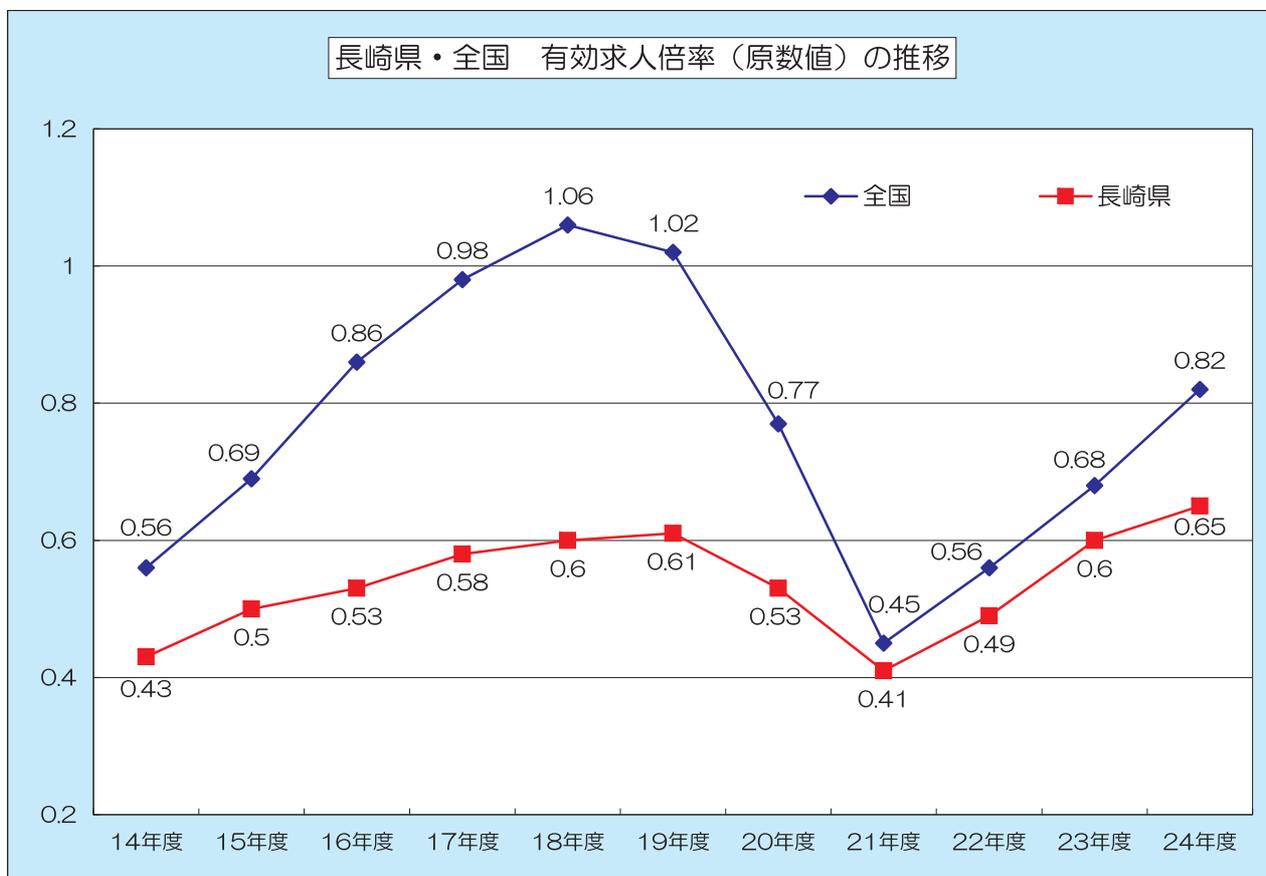
- ・スポーツ基本法にある、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の共同開催の理念が真に実現されるとともに、両大会の円滑な実施・運営につながります。

30 雇用・人材育成対策の推進について

【厚生労働省】

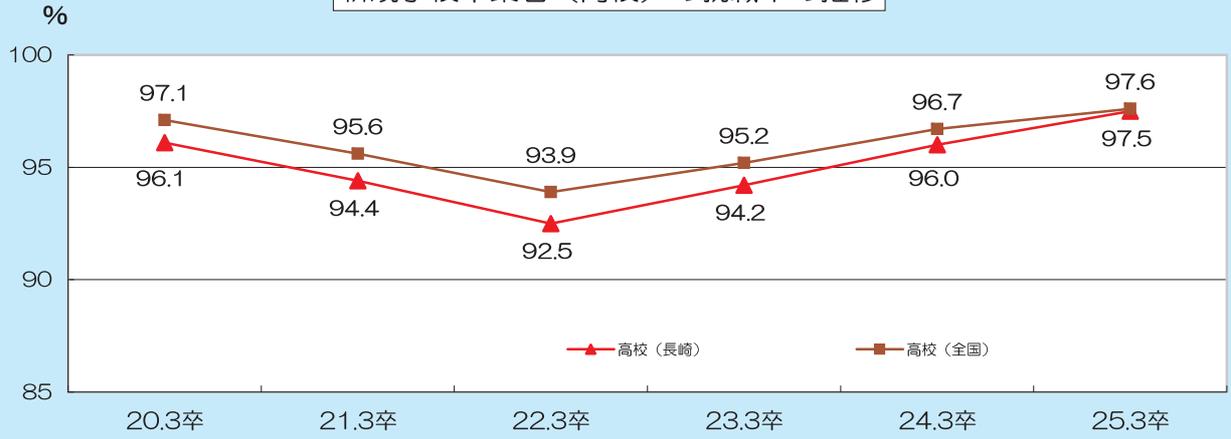
【提案・要望の具体的内容】

- 1 「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の拡充について
 本県では依然として厳しい雇用情勢が続いており、「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について、平成26年度以降も事業継続が可能となるよう事業実施期間延長等の要件緩和及び増額を行うこと
- 2 若年者、女性に対する人材育成と雇用対策の推進について
 少子高齢化に伴う人口減少や激化する国際社会に対応し、技能・技術の継承と振興を推進するため、若年者や女性に対する人材育成支援の充実を図るとともに、若年者の就職促進及び女性の就業継続や再就職を推進するため、新卒応援ハローワークやマザーズコーナーの増設などの支援の充実を図ること
- 3 情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）への支援について
 地元移管に伴う激変緩和措置として、平成23年度から3年間、国の財政支援が行われているが、地域の雇用及び産業振興に重要な役割を担っている当該施設の機能維持のため、平成26年度以降も、引続き、全額国による継続的な財政支援を行うこと



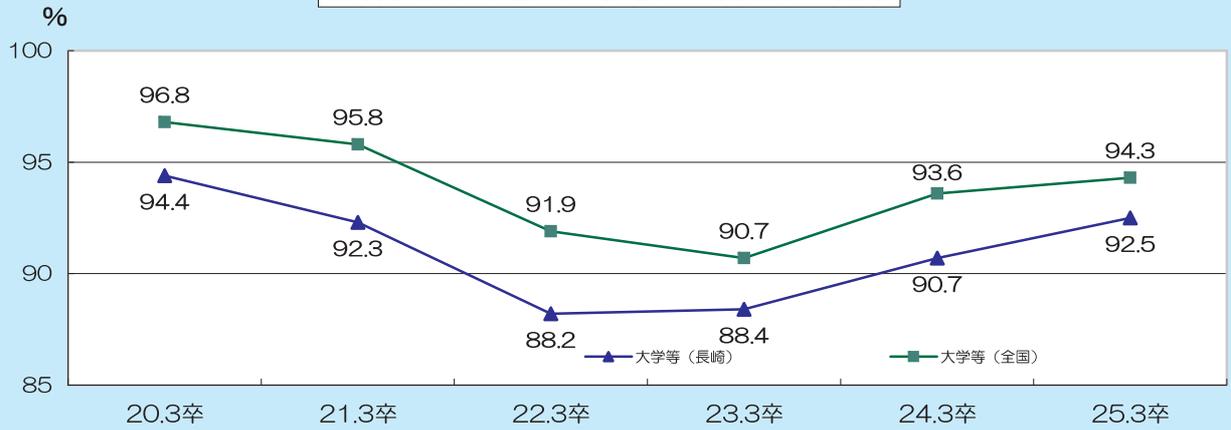
（資料出所：長崎労働局）

新規学校卒業者（高校）の就職率の推移



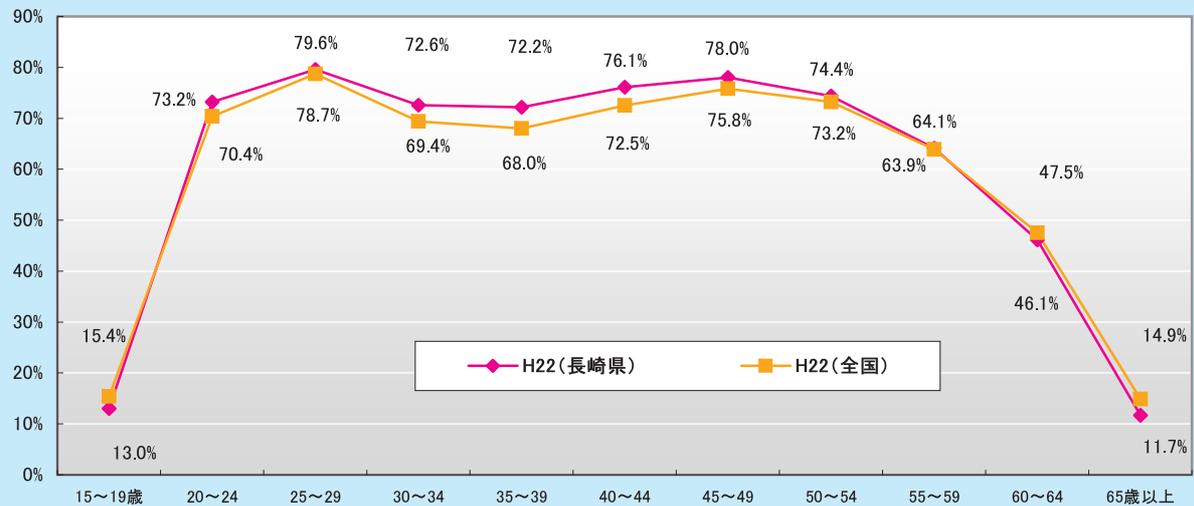
(資料出所:長崎労働局)

新規学校卒業者（大学等）の就職率の推移



(資料出所:長崎労働局)

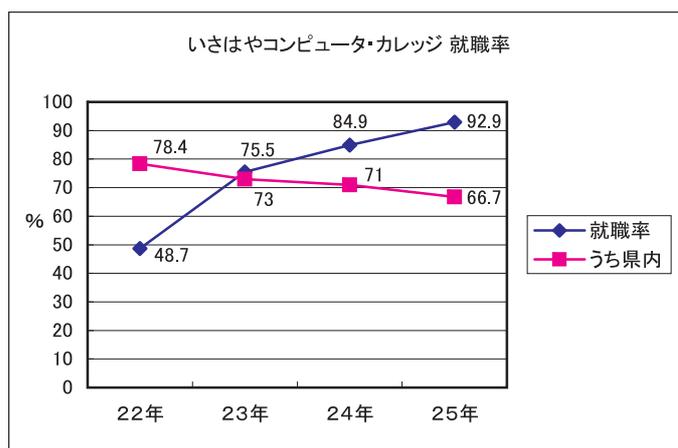
女性の年齢階級別労働力率



(資料出所:国勢調査(総務省))

平成25年度(春期)基本情報技術者試験
合格率

ICC	43.8%
全国	23.0%



【1 「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の拡充について】

○事業実施期間延長等の要件緩和及び増額を行うこととは

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が持ち直しつつあるものの、全国と比べて低い状況が続いており、短期的な雇用創出を目的とする重点分野雇用創出事業及び起業支援型地域雇用創造事業の必要性は依然として高い状態が続いています。このため平成26年度以降も事業実施が可能となるよう要件緩和を実施していただくとともに、それに伴う交付金の増額を望みます。

基金事業終了後の継続雇用を図るため、雇用期間の更新1回を可能とするほか、通算雇用期間を2年以内とする要件緩和を望みます。

【2 若年者、女性に対する人材育成と雇用対策の推進について】

○若年者や女性に対する人材育成支援の充実を図るとは

少子高齢化、若者の県外流出などの課題を抱える本県では、製造現場を支える若手技能・技術者の育成・確保は極めて重要な課題です。

このため、本県では技能継承を目的とした高校生向けの溶接技術習得支援や、技能検定受験の促進、更には地勢状の制約上、高等技術専門校のサービス提供が難しい離島・半島部への専門家派遣による出前訓練等を行っており、このような施策への支援を望みます。

また、人口減が続く中、優秀な人材を確保するためには女性の力が不可欠であると考えており、企業の受入環境整備を促進するため、トイレ・更衣室などの整備に対する支援措置を望みます。

○新卒応援ハローワークやマザーズコーナーの増設などの支援の充実を図るとは

本県では、高校生や大学生等の就職率が全国平均を下回り、県外流出率が高いなど、若年者の就職状況が厳しいことから、若年者就業支援施設「フレッシュワーク」による支援等に取り組んでいますが、若年者の就職支援を推進するため、若年者地域連携事業の予算の拡充や新卒応援ハローワークの増設などを要望します。

また、ニート等若者無業者の職業的自立支援を推進するため、地域若者サポートステーション事業の予算の確保を要望します。

さらに、女性の就業継続や子育て等により離職した女性への再就職を進めるため、働きやすい職場環境整備に係る啓発推進など仕事と家庭の両立支援の強化やハローワークにおけるマザーズコーナーの増設などを望みます。

【3 情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）への支援について】

○情報処理養成施設について、引続き、全額国による財政支援とは

本県の情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ（ICC）」は、昭和63年4月に、雇用促進事業団（独立行政法人雇用・能力開発機構の前身）が設置し、（職）西九州情報処理開発財団が運営してきたものです。

ところが、ICCを含む全国の情報処理技能者養成施設については、平成22年度末をもって、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務としては廃止されました。

平成23年度からは、地元の諫早市が施設の譲渡を受け、暫定措置として国費による財政支援（施設整備費とコンピュータリース料）を講じていただき、引き続き（職）西九州情報処理開発財団が運営しておりますが、平成25年度で暫定措置が終了しますと、翌年度からの運営が非常に困難となることが予想されます。

本県の雇用及び産業振興にとって重要な役割を担っている当該施設の存続のためにはコンピュータリース料等に係る国の財政措置が不可欠ですので、平成26年度以降も、引き続き国の責任において、確実に予算措置されるよう要望いたします。

31 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【外務省、防衛省】

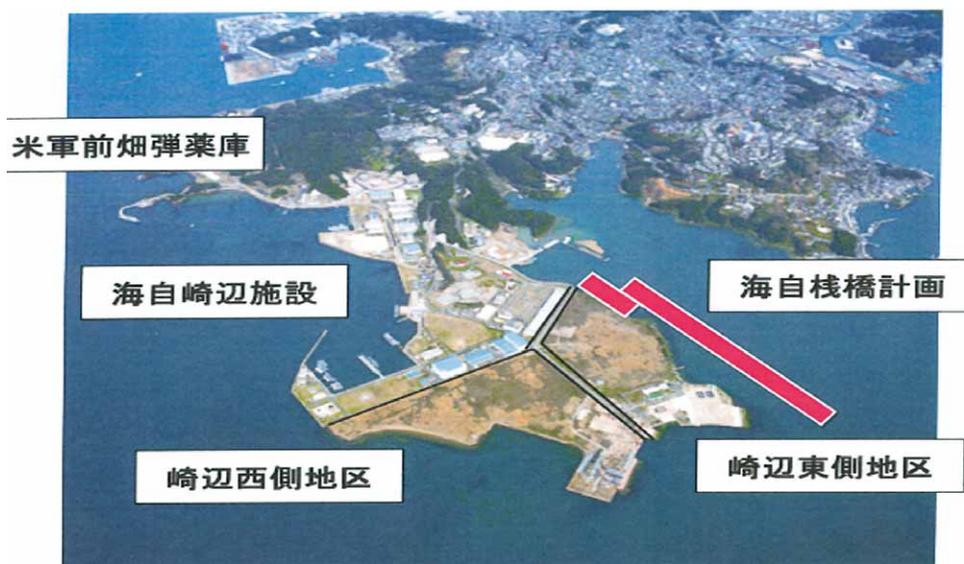
【提案・要望の具体的内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要な同弾薬庫の一部敷地の早期の返還
- 3 崎辺東側地区（L C A C跡地）の海上自衛隊潜水隊群などによる海上自衛隊としての利活用
- 4 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
 - (1) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
 - (2) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

佐世保港の全景



崎辺地区全景



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）のある前畑地区は、臨海地帯の中心部を占め、港湾施設が不足し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。

このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在しており、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図る上での阻害要因となったり、地域住民に不安を与えている面もあります。このため、昭和45年2月の基地縮小を内容とするニクソン・ドクトリンを背景に、昭和46年から米軍提供施設等の返還要望がなされてきましたが、従来の返還要望項目について緊急性・実現性の観点から整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」としてまとめられており、現在、赤崎貯油所に関する2項目が完結しております。

・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成21年6月19日の第4回日米合同委員会施設調整部会において移設先である針尾島弾薬集積所の整備及び前畑弾薬庫の返還について日米双方の認識が一致し、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされましたが、今後なお一層の進捗を図る必要があります。

・立神岸壁等の返還については、平成23年5月20日の第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港区第3岸～第5岸の一部及びその背後地約4,600㎡を米国政府に対し返還要求すること並びに返還後は、佐世保重工業株式会社に売り払うことが承認されたところであり、当該岸壁返還の早期実現に向け、一層促進を図る必要があります。

・崎辺東側地区については、エアクッション型揚陸艇（L C A C）の駐機場として米海軍が暫定的に使用していましたが、国の施設整備事業により、西海市の米海軍横瀬貯油所に新施設が完成し正式に移転したところであります。

一方、海上自衛隊では、平成元年、崎辺東側地区に係留施設総延長950mの大型栈橋の建設を計画され、佐世保市としても港湾計画に位置付けていますが、20年以上が経過する今日においても、いまだ手つかずの状況にあることから、海上自衛隊施設の充実を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたところであり、今後、前畑弾薬庫の移設が、国による本格的な事業として大きく進展していくことが望まれます。また、同弾薬庫の一部敷地は、佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要であり、早期の返還が望まれます。

・立神岸壁等の返還については、条件である「ジュリエット・ベイスン」の新岸壁が完成し、米軍への提供も行われたことから、今後は返還の早期実現に向けて速やかな対応を行うことが望まれます。また、抜本的解決に至るまでの間における立神岸壁の競合問題については、その地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、現在使用している民間企業の継続使用を要望します。

・佐世保港の有効活用を図る上で、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しております。横瀬地区にエアクッション型揚陸艇（L C A C）の駐機場が移転した今、その跡地を早急に返還していただきその上で海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化するものとして、崎辺東側地区へ潜水隊群の配置等を要望いたします。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。

32 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

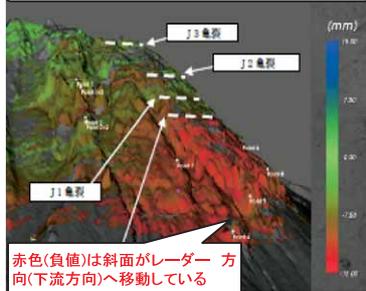
【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

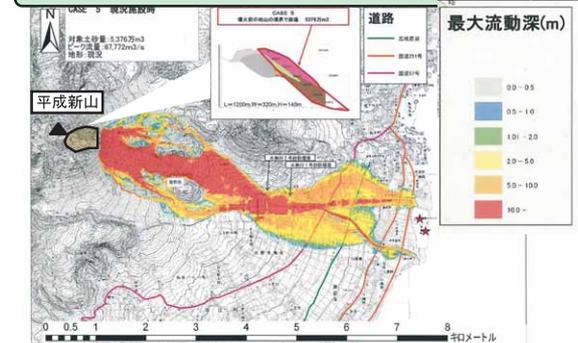
雲仙普賢岳山頂の溶岩ドーム(南側から撮影)



地上型合成開口レーダーによる観測で確認された溶岩ドームの変位分布



危険度評価委員会で示された溶岩ドームの崩壊影響範囲図(CASE5 噴火前の地山の境界で崩壊 5,376万m³)



【1】雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について

○雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策とは

平成5年度に着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しています。しかし、普賢岳山頂には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されています。

また、現行砂防計画においては、溶岩ドームが崩壊した場合に想定される土砂災害の対応については対象外となっています。

平成23年3月から学識者を委員として設置された「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」と学識者と関係行政機関から設置された「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」において、溶岩ドームの崩落形態、それにより想定される被害並びにその対策が検討され、平成25年3月14日に下記のように取りまとめられています。

①溶岩ドームへの対応の在り方

- ・崩壊の可能性が高いと思われるケース3（1,793万 m^3 ）までの岩屑なだれと土石流に対して、水無川の既設堰堤を3m嵩上げすることが、効果を発揮する。
- ・崩壊の危険度の判断基準を設定する必要がある。また、情報提供手段や避難場所の設定等、関係機関との連携が重要である。さらに、突発的な崩落にも、備える「減災」に取り組むべきである。

②調査・観測体制の強化

- ・現在の調査観測に加え、溶岩ドーム全体及び周辺の挙動を継続的に観測するとともに、急な変化も把握し、総合的な変位傾向を解釈していくことが必要である。

上記のような既設施設の嵩上げや監視・観測・情報伝達・避難方法等のハード・ソフト両面から減災対策の実施については、高度な知見・技術力が必要であることから国による「雲仙・普賢岳火山砂防計画」に位置づけされ対応していただくことが必要不可欠であると考えます。

【2】九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

○国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターとは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要な不可欠な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

平成24年5月に日本で初めての「第5回ジオパークユネスコ国際会議」が開催された「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものであり、ジオパークに欠くことのできない当センターの島原半島における存在は、本県にとって重要でありますので、今後も引き続き充実されることを望みます。

○雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩壊や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠でありますので、センターの機能につままして、一層の充実強化を望みます。

33 鷹島海底遺跡の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市鷹島に設置すること



海底での調査状況



鷹島神崎遺跡

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、1980年（昭和55年）から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。
- ・2011年（平成23年）10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物（竜骨（キール））が初めて発見されました。
- ・こうした研究成果を受け、2012年（平成24年）3月に、海底遺跡としては国内で初めて、鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定されました。
- ・現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況です。
- ・海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的にむずかしく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応できるものではないと考えています。
- ・海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと考えています。
- ・長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・鷹島海底遺跡の元寇船について

元寇船の竜骨（キール）は約13mで、船底は二重になっており、竜骨とともに船の外板が発見されています。

なお、船体の上には磚や陶磁器などが散見されており、船の時期を決定する好資料となっています。

・元寇船の引揚げについて

船の引揚げについては、水深（-23m）から見て、作業の効率性が極端に悪く、且つ、損壊をしないような引揚げをするためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要となります。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

・保存処理について

船体を引揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要となります。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理が終了後、船体の復元作業の必要性がありますが、船体の専門家が県・市におらず、復元にも相当の時間がかかります。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・今後の日本の水中考古学の拠点となるような専門研究機関を、長崎県松浦市鷹島に設置することを要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・専門研究機関が設置されることによって、中国・韓国などを初めとする諸外国との共同研究が可能となり、鷹島における「元寇」という史実を国内外に広く周知させることができるだけでなく、日本各地に残る水中文化遺産に対する保護・活用を図ることができます。また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示できるようになります。さらには、「長崎県」「松浦市」「鷹島」などの知名度があがり、研究者のみならず、一般観光客の増加が見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化につながります。